令和８年度　文教委員会資料

【所管事務の調査（報告）】

令和７年度 公益財団法人 川崎市文化財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

資料　令和７年度 公益財団法人 川崎市文化財団「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シート」

参考資料１　令和７年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

参考資料２　令和７年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

市　民　文　化　局

（令和８年８月２６日）

市民文化振興室

経営改善及び連携・活用に関する取組評価
（令和7（2025）年度）

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市文化財団	所管課	市民文化局市民文化振興室

経営改善及び連携・活用に関する方針

法人の概要	（1）法人の事業概要 ・文化芸術の創造及び発信 ・文化芸術活動の支援及び協働 ・文化施設の管理・運営 ・その他公益目的事業の推進に資する事業 （2）法人の設立目的 　市民の文化芸術活動の振興を図り、もって川崎市における文化芸術の創造を促進します。 （3）法人のミッション ・多様な文化芸術事業の実施（市民の文化芸術活動の振興、川崎市における文化芸術の創造を促進、多様なジャンルの文化芸術事業の推進） ・文化芸術施設の管理運営（市民の自発的かつ創造的な文化芸術活動の場を提供、文化芸術の創造と発信、文化芸術活動の支援と協働を推進） ・効率的な事業運営（財団全体の組織力を結集、経営感覚に富んだ効率的な事業運営）
本市施策における法人の役割	誰もが気軽に文化芸術に触れ、多くの市民が文化芸術の楽しさを感じることができるよう、文化芸術活動を振興し、市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めることが必要であり、財団は市とともに文化施策を担う両輪となって、多様な文化芸術事業の実施、文化芸術施設の効果的な運営を行うとともに、市民の主体的な文化芸術活動を促進するために、文化芸術に係る中間支援の取組を推進することが求められます。 　さらに、平成30年には障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定されるなど、文化芸術を通じたダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を実現することが求められています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、市内の文化芸術活動も大きな影響を受けており、社会変容を踏まえた取組や、文化芸術団体等を支援することも求められているところです。 　市制100周年を迎える令和6（2024）年を見据え、文化芸術を持続的に振興していくためには、文化芸術の専門組織である財団の役割はますます大きくなるものと思われます。

法人の取組と関連する市の計画		政策	施策
	市総合計画上関連する政策等	政策4-8　スポーツ・文化芸術を振興する	施策4-8-2　市民の文化芸術活動の振興
	関連する市の分野別計画	川崎市文化芸術振興計画【R1～5】	

現状と課題	（1）現状 ・文化芸術の振興を目的として設立された川崎市文化財団は、多様な文化芸術事業の実施、文化芸術施設の管理運営等の公益性の高い事業を展開しています。平成29年度より市の文化芸術施策の中核を担うための財団の機能強化を進め、「音楽のまち・かわさき」推進協議会事務局と機能統合した上で、本市職員を1名派遣するなど組織強化を図るとともに、浮世絵ギャラリーの運営、パラアート推進事業の実施など、新たな文化芸術事業の取組を展開しています。 ・経営面においては、施設使用料収入、入場料収入等を主たる収入源としていたところ、新型コロナウイルスの感染拡大により施設使用料収入等が大幅な減収となったことから、財団において収支改善の取組を進めています。しかし、施設運営等にかかる固定経費（建物の賃借料、人件費等）が大きな割合を占めることなどから、その取組の効果は限定的です。 （2）課題 ・本市における文化芸術の振興のために、財団が文化芸術振興に関する専門性やノウハウを蓄積し、魅力的な文化芸術事業のさらなる展開、優秀な人材の確保・育成、中間支援機能の強化に努める必要があります。 ・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、従前の文化芸術事業の効果検証を行いながら、社会変容に対応した文化芸術事業を構築する必要があります。 ・管理運営する文化芸術施設について、稼働率や老朽化等の課題があり、その対応を図りながら、施設の有効活用を図っていく必要があります。 ・自立的な財団運営に向けて、財団の経営基盤の強化が求められています。新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、効率的な施設運営等による支出削減を行うとともに、新たな自己収入の確保も求められます。
取組の方向性	（1）経営改善項目 ・財団が主催する文化芸術事業について、参加者数の増加、効率的な経費執行を図り、収益性を高めるとともに、新たな自己収入の確保に努めます。 ・管理運営する文化芸術施設について、施設の有効活用の見地から稼働率の向上に向けた取組を進め、収益性を高めます。 ・自己収入割合を向上させるとともに、効率的な施設運営等による支出の削減をすすめ、財団経営の健全化を進めます。 （2）連携・活用項目 ・財団において、より魅力のある文化芸術事業の企画・実施、施設の管理運営を適正かつ効果的に行うとともに、広報、相談、ネットワーク構築など中間支援の取組を強化して、誰もが文化芸術に親しむことができる環境の整備を行います。市は、財団と密接に連携し、事業効果の振り返りと適切な支援を行いながら、人材育成などの財団の自主的な取組を促していきます。 ・平成30年度より本市職員（係長級）を財団に派遣していますが、財団の人材育成等の取組を進め、中間支援のための組織・事業体制を整備するために、市が財団の組織・事業に関与していくことが必要です。

本市が法人に求める経営改善及び連携・活用に関する取組

4カ年計画の目標

（施策推進に向けた取組）
〇社会変容を踏まえた多様な文化芸術事業の実施、運営施設の利用促進、文化芸術に係る中間支援の取組を推進し、文化芸術の一層の振興を推進します。
（経営健全化に向けた取組）
〇自己収入を増加させるとともに、効率的な施設運営等による支出の効率化をすすめることで収益性の強化及び自立性の強化を図り、財団経営の健全化を進めます。
（業務組織に関する取組）
〇川崎市の文化芸術振興に寄与する専門組織として、研修等を通じた人材育成を行うなど、職員の専門性の向上を図り、財団の組織強化を推進します。

1. 本市施策推進に向けた事業取組

取組No.	事業名	指標		現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和7（2025）年度）	実績値（令和7（2025）年度）	単位	達成度（※1）	本市による評価・達成状況（※2）・費用対効果（※3）	今後の取組の方向性（※4）
①	財団本部事業	財団所管施設の稼働率		44.5	54.0	47.0	%	b	C	Ⅱ
		財団所管施設における財団主催事業の参加者数		3,553	6,000	5,876	人	b		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	431,373（534,981）	427,040（564,123）	413,873（574,047）	千円	1）	(2)	
②	指定管理事業	指定管理施設の稼働率		62.4	71.0	69.7	%	b	C	Ⅱ
		指定管理施設における主催事業の参加者数		112,627	164,000	129,890	人	b		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	970,176（1,383,444）	981,117（1,607,722）	862,623（1,543,425）	千円	1）	(2)	
③	文化芸術に係る中間支援	文化芸術に係る相談件数		97	140	100	件	b	C	Ⅱ
		WEBサイトにて広報支援を行った市内での文化芸術イベントの件数		1,099	2,300	2,061	件	b		
		事業別の行政サービスコスト	本市財政支出（直接事業費）	27,868（28,048）	6,776（6,776）	5,629（5,929）	千円	1）	(2)	

2. 経営健全化に向けた取組

取組No.	項目名	指標	現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和7（2025）年度）	実績値（令和7（2025）年度）	単位	達成度	本市による評価・達成状況	今後の取組の方向性
①	収益性の強化	主要な経常収益（市財政支出を除く）	466,267	664,000	822,706	千円	a	A	Ⅰ
②	自立性の確保	経常費用のうち市財政支出の負担割合	73.1	63.6	60.3	%	a	B	Ⅰ
		一般正味財産額	465,770	502,767	482,344	千円	b		

3. 業務・組織に関する取組

取組No.	項目名	指標	現状値（令和3（2021）年度）	目標値（令和7（2025）年度）	実績値（令和7（2025）年度）	単位	達成度	本市による評価・達成状況	今後の取組の方向性
①	職員の専門性の向上	研修への参加回数	20	28	57	回	a	A	Ⅰ

(※1)【a. 目標値以上、b. 現状値以上～目標値未満、c. 目標達成率60%以上～現状値未満、d. 目標達成率60%未満】
（行政サービスコストに対する達成度については、1). 実績値が目標値の100%未満、2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満、3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満、4). 実績値が120%以上）
(※2)【A. 目標を達成した、B. ほぼ目標を達成した、C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった、D. 現状を下回るものが多くあった、E. 現状を大幅に下回った】
(※3)【(1). 十分である、(2). 概ね十分である、(3). やや不十分である、(4). 不十分である】
(※4)【Ⅰ. 現状のまま取組を継続、Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い取組を継続、Ⅲ. 状況の変化により取組を中止】

法人及び本市による総括

【令和6（2024）年度取組評価における本市の総括コメントに対する法人の受止めと対応】

当財団では、施策の推進に向けHPやSNS、広報誌、チラシ、ポスターなど様々な手法による広報を行っており、引き続き、施設の状況に応じて経費についても考慮しながら、市民に十分届くよう意識して取組を進めていきます。

文化芸術に関する中間支援の取組につきましては、市内事業者の音楽イベント実施に向けて協力したり、高校生の探究学習への協力など、専門的な知見からの伴走支援を行いました。また、新たに対面形式の事業報告会を開催し、事業者・団体同士でも学び合い、相談し合える場を設けたり、ネットワーク形成のための交流・連携イベントを定期的に開催するなど、中間支援としての取組を進めることができました。

【令和7（2025）年度を含む4ヵ年の取組評価の結果を踏まえ、本市が今後法人に期待すること、対策の強化を望む部分など】

本市施策推進に向けた事業取組については、いずれの指標も目標値には到達せず、前年度（令和6年度）実績値を下回る結果となりました。しかしながら、令和6年度が市制100周年という節目の年であり、多くの事業が集中的に実施されたことを踏まえると、令和5年度との比較において複数の指標で改善が見られる点では、一定の進展が見られます。一方で、依然として目標値との乖離が認められることから、今後も目標達成に向けた取組の一層の推進が求められます。

経営健全化に向けた取組については、主な経常利益及び市財政出の負担割合は目標値を達成することができており、経営健全化に向けた取組の成果が表れてきたものと捉えています。また、一般正味財産については、目標値には到達しなかったものの、人件費や物価高騰等に伴う影響を受けながらも、昨年度比で5,100万円以上増加しており、引き続きより効率的かつ効果的な運営に向けての取組を継続することを期待します。

業務・組織に関する取組については、文化芸術の専門組織として専門性を向上させるとともに、業務執行体制や雇用環境を含む経営改善の取組を進め、職員のエンゲージメント向上が図られることを期待します。

上記の取組を推進することにより、今後も本市の文化芸術振興の施策を実現する協働のパートナーとして、安定的な運営の確保に向け取り組んでいくことを期待します。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市文化財団	所管課	市民文化局市民文化振興室

1. 本市施策推進に向けた事業取組①（令和7（2025）年度）

事業名	財団本部事業

計　画（Plan）

現状	財団は、川崎能楽堂等の文化芸術施設を運営し、文化芸術振興に係る多様な主催事業を実施しています。公益事業として収支の均衡をとることが難しい状況にあるところ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って利用キャンセルが多く発生するなど、施設運営や事業実施に大きな影響を受けているところではありますが、これらの事業は市民が文化芸術に触れるきっかけとなるものであり、事業実施方法の転換も視野にいれながら、その機会を増やしていく必要があります。
行動計画	様々な媒体を活用した施設広報、社会変容を踏まえた多用途での施設利用、施設相互の連携、施設の利便性の向上等に向けた取組を進め、段階的な施設稼働率の向上を図ります。併せて、地域の文化資源やIT技術を活用した多様な文化芸術事業を実施し、事業に関する市民ニーズや効果を検証しながら参加者数の増加を図ります。
具体的な取組内容	【指標1関連】 能楽堂では広報動画の活用や他分野での施設利用の促進を図るとともに、近隣小学校1～2校を対象に能・狂言体験ワークショップを開催し、能楽堂への理解を深め、若年層の興味・関心を高める取組を行います。また、近隣自治体の能楽堂の休館に伴う新規利用者の拡大を図るため、広報の強化を図るとともに、該当の事務局と連携します。プラザソルでは、チラシやポスター、広報誌、SNSの活用により、当施設の地域に根差した文化・芸術活動の取組の紹介と振興を図り、利用者の増加に繋げます。また、スタッフが他の施設・劇場等に出向き、利用団体代表者等へ当ホール利用の利点を直接伝えるなどの広報・営業活動を行っていきます。トウェンティワンホールでは、多目的ホールの月利用制限の緩和と施設利用料の特別割引（練習利用）を引き続き行っていきます。アートガーデンかわさきでは、SNS等で空き室情報の案内を行うとともに令和6年度に作成した施設利用パンフレットやロゴを活用し、市民の認知度を高め新規利用者の獲得を図ります。 【指標2関連】 能楽堂では、「能楽堂設立40周年」を令和8年に控え、プロジェクトチームを結成し、より良い能楽堂の在り方について検討を進めます。また、「定期能」「狂言全集」「芸能サロン」といった主催事業についても、より魅力あるプログラム編成に努めます。「定期能」については、今年度から初めて年間3公演を通したテーマ設定を行うとともに、事前講座を能楽堂以外の場所で開催するなど、更なる拡充を図ります。プラザソルが毎月1回開催している「ラゾーナ寄席」については、従来からのチラシやホームページ等での広報、PR動画の配信の他、他の施設の広報掲示コーナーなども積極的に活用させてもらい、市民をはじめとする様々な世代の人たちが日本の伝統芸能の素晴らしさを知り、気軽に楽しんでいただける環境づくりを行います。アートガーデンかわさきでは、出展者募集の案内だけではなく、職員による展示の紹介を含めたオリジナルチラシを作成し、新規来場者の増加を図ります。浮世絵ギャラリーでは、引き続き企画展ごとのプレスリリースやポスターの掲示、HPでのギャラリー（施設）の紹介を行います。また、川崎駅周辺の宿泊施設へのチラシ配布やレプリカ展示の協力依頼等による外国人宿泊客への周知、アウトリーチ事業を継続して実施するなど、さらなる認知度の向上に取り組みます。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績

【指標1関連】
能楽堂では広報動画の活用や他分野での施設利用の促進を図るとともに、近隣小・中学校1～2校を対象に能・狂言体験ワークショップを開催し、能楽堂への理解を深め、若年層の興味・関心を高める取組を行いました。また、近隣自治体の能楽堂の休館に伴う新規利用者の拡大と広報の強化を図るため、休館する能楽堂の管理事務局との連携を強化しました。
プラザソルでは、チラシ・ポスター、広報誌、及びホームページやSNSの活用により、当施設の地域に根差した文化・芸術活動の取組に関する、一層の紹介と振興を行いました。また、当施設までの道順をSNS上に複数の写真と平易な説明文で紹介することで、初めての来場者でもスマートフォン画面で確認をしながら来られる環境を整えるなどの利便性を向上させ、利用者の増加に繋げる取組を行いました。このほか、スタッフが他の施設・劇場での請負業務の実施時や観劇等の際に、利用団体の代表者等へ当施設の設備内容や駅直結の利便性の良さなどを直接伝えるなど、積極的な広報・営業活動を行いました。
トウェンティワンホールでは、多目的ホールの月利用制限の緩和と施設利用料の特別割引（練習利用）を引き続き行いました。
アートガーデンかわさきでは、HP・SNS等で空室情報を案内するとともに、令和6年度作成した施設利用パンフレットやロゴを活用した館内掲示や北口通路の誘導表示板を設置し、市民の認知度向上と新規利用者の獲得を図りました。

【指標2関連】
能楽堂では、「能楽堂設立40周年」を控え、プロジェクトチームを結成し、より良い能楽堂の在り方について検討を進めてきました。また、「定期能」「狂言全集」「芸能サロン」といった主催事業についても、お客様のアンケートを参考にして、より魅力あるプログラム編成に努めてきました。「定期能」については、今年度から初めて年間3公演を通したテーマ設定を行うとともに、能楽師等の協力を得て、事前講座を拡充させました。
プラザソルでは、主催事業として毎月1回開催している「ラゾーナ寄席」について、チラシやホームページ等での広報、PR動画の配信のほか、他の施設と相互に協力し、それぞれの広報掲示コーナーなども積極的に活用させてもらうなどの取組を行いました。また、今回初めての取組として、地元金融機関が顧客サービスとして実施した招待事業を当施設がタイアップして、1回当り40人分の招待チケットを連続5回の計200人分について買取りを実施してもらい、集客・収入の増加に結び付けることが出来ました。これらにより、より多くの市民をはじめとする様々な世代の人たちに日本の伝統芸能の素晴らしさを知ってもらい、気軽に楽しんでいただける環境づくりを推進することが出来ました。
アートガーデンかわさきでは、展示会の歴史や前回の来場者の声などを取り入れた職員によるオリジナルチラシを作成し、新規来場者の増加を図りました。
浮世絵ギャラリーでは4月から7月にかけて、昨年のNHK大河ドラマで話題となった蔦屋重三郎や喜多川歌麿にスポットを当てた企画展を開催し、これまで浮世絵に接したことのない層にも新たに足を運んでいただくなど時機をとらえた展開を実施しました。また、民間事業者との連携により浮世絵木版画の摺り体験を開催したほか、東海道かわさき宿交流館をはじめ、地域で活動する団体等と連携しスタンプラリーなどのイベントの開催、アウトリーチ事業として川崎信用金庫やホテルメトロポリタン等で「複製版画」を展示し浮世絵ギャラリーの広報を行うなど、集客力の向上を図るとともに多くの市民等に浮世絵に触れる機会を提供する取組を実施しました。さらに、富士見中学校ほか4校と連携し職業体験等を実施し、若い世代への周知を図ることができました。

（各施設の稼働率）

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7目標値
川崎能楽堂	33.0	33.5	40.2	38.9	
ラゾーナ川崎プラザソル	80.4	81.7	73.5	79.1	
新百合トウェンティワンホール	48.5	41.5	51.9	44.0	
アートガーデンかわさき	60.1	68.0	74.0	72.4	
計	50.1	44.9	53.1	47.0	54.0

（各施設の主催事業参加者数）

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7目標値
川崎能楽堂	1,768	1,959	2,476	2,368	
ラゾーナ川崎プラザソル	871	1,002	966	1,384	
新百合トウェンティワンホール	389	427	474	454	
アートガーデンかわさき	1,111	1,149	1,858	1,382	
川崎浮世絵ギャラリー（年間パスポート）	256	324	341	288	
計	4,395	4,861	6,115	5,876	6,000

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	財団所管施設の稼働率		目標値		42.0	46.0	50.0	54.0	%
	説明	川崎市能楽堂、ラゾーナ川崎プラザソル、新百合トウェンティワンホール（多目的ホール等）、アートガーデンかわさきの合計の区分利用率	実績値	44.5	50.1	44.9	53.1	47.0	
2	財団所管施設における財団主催事業の参加者数		目標値		3,600	4,400	5,200	6,000	人
	説明	川崎市能楽堂、ラゾーナ川崎プラザソル、新百合トウェンティワンホール、アートガーデンかわさき（浮世絵ギャラリー含む）における主催事業の参加者数	実績値	3,553	4,395	4,861	6,115	5,876	

指標1に対する達成度	b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	b	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

指標1については、現状値を上回りましたが目標値には至りませんでした。特にトウェンティワンホールでは、市の主催事業への通年貸し出しが終了したことなどから稼働率が大幅に下がることとなり、財団所管施設全体の稼働率にも影響が出ました。
また、指標2についても現状値は上回りましたが、目標値にはわずかに届きませんでした。各施設においては参加者数の増加に向けた様々な取組を進めており、令和3年度から毎年度順調に増加してきましたが、令和6年度は川崎市が市制100周年を迎えた年であり、当財団でも市の100周年事業と連携した取組や広報を行ったことから参加者数が特に増加した年であったと考えています。今後も事業の見直しや経費の効率的な執行等に取り組むとともに、新規利用者の獲得を目指し、魅力的な企画や演目の実施、広報の工夫等により集客効果を高め、収益の向上に努めます。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C	改善に向けた取組を進めたが、「財団所管施設の稼働率」「財団所管施設における財団主催事業の参加者数」の実績値がいずれも目標を達成することができなかった。 一方、「財団所管施設における財団主催事業の参加者数」の実績値は目標値をわずかに下回ったものの、令和5年度比では上昇しており、市民の文化活動の場の提供及び文化芸術に触れる機会の創出ができた。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		402,939 (539,522)	369,189 (506,272)	460,144 (596,727)	427,040 (564,123)	千円
	説明	本市財政支出（直接事業費）	実績値	431,373 (534,981)	408,052 (555,711)	376,673 (542,103)	425,938 (568,074)	413,873 (574,047)	

行政サービスコストに対する達成度	1）	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

物価高騰の煽りを受け厳しい状況ではありましたが、プラザソルでの利用料金の値上げ、浮世絵ギャラリーでの認知度向上に向けた市内巡回展示、民間企業等との連携による集客等、各施設さまざまな取組を進めるとともに、併せて経費節減に努めた結果、行政サービスコストは目標値を達成することができました。今後も引き続き経費の節減に努めるとともに、施設使用料収入等の増加を図るため、認知度向上等の取組を進めていきます。

本市による評価

費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	区分		区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)	行政サービスコストが目標値の範囲内であるとともに、ホームページやSNS、情報誌などへの掲載など、様々な媒体での積極的な広報を進めたことにより目標を達成することができたため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	能楽堂の稼働率については、横浜能楽堂の長期休館（令和6年1月～令和8年6月）が終了しますので、低下が想定されますが、新規利用者の獲得に向け、積極的に広報していきます。また、プラザソルや新百合トウェンティワンホールについても引き続き「直近割」や「特別割引」の更なる周知など、稼働率の向上に向けた取組を進めます。また浮世絵ギャラリーについても認知度向上に向けたアウトリーチ事業の展開、近隣民間施設と連携したインバウンドの呼び込み、魅力的な企画展のタイムリーな開催等、浮世絵を活用した文化振興を進めながら自己収入の確保に努めます。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市文化財団	所管課	市民文化局市民文化振興室

本市施策推進に向けた事業取組②（令和7（2025）年度）

事業名	指定管理事業

計　画（Plan）

現状	市民の自発的かつ創造的な文化芸術活動の場として、指定管理施設（ミューザ川崎シンフォニーホール等）の運営を行っています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って利用キャンセルが多く発生するなど、施設運営や事業実施に大きな影響を受けているところではありますが、事業実施方法の転換も視野に入れながら、市民の文化芸術活動の振興のため、施設稼働率の向上、主催事業の参加者の増加を図る必要があります。 【各施設の指定管理期間】 ミューザ川崎シンフォニーホール：R2～R11 川崎市アートセンター：R4～R8 東海道かわさき宿交流館：R5～R9
行動計画	様々な媒体を活用した各施設の広報、社会変容を踏まえた多用途での施設利用、施設の利便性の向上等に向けた取組を進め、段階的な施設稼働率の向上を図ります。併せて、IT技術等も活用した多様な主催事業を実施し、事業に関する市民ニーズや効果を検証しながら参加者数の増加を図ります。 なお、各施設の指定管理の継続受託を見据えていますが、本計画期間中に指定管理者の変更があった場合は各指標の見直しを行います。
具体的な取組内容	【指標1関連】 ミューザ川崎シンフォニーホールでは、引き続き高い水準を維持するため、組織を改正（広報営業課の新設）し、広報の強化を図ります。アートセンターでは、令和7年2月に新たに配置した広報担当を中心に、X、令和7年3月に開設したInstagram、Facebookにより、各アカウントのユーザーの特性に合わせ、効果的な情報発信に取り組みます。また、小劇場においては、利用がない場合には、映画を上映するなど、稼働率を高めるとともに施設の有効活用につなげていきます。さらに、これまで活用されていなかった館前の公開空地でイベントを開催し、新百合ヶ丘駅北側の賑わいを創出し知名度を向上させることにより、減少傾向にある来館者数の増加を図ります。東海道かわさき宿交流館では、引き続き、ホームページや広報紙、SNS等を通じて施設広報を積極的に行うとともに、利用し易い施設運営を行います。 【指標2関連】 ミューザ川崎シンフォニーホールでは、参加者数はコロナ禍以前と比較しても大幅な増加となっていますが、令和7年度についてもこの水準を維持するため、広報事業を強化するとともにフェスタのキャラクターの刷新、オリジナルグッズの販売、魅力ある公演の開催などの取組を行います。アートセンターでは、これまで少なかった若者の来館を促すため、令和7年4月から映画の学生料金を値下げしたことを契機に、令和7年5月に配置した地域連携担当を中心に近隣の大学との連携を図り、若者を含め多様な方が楽しめるような作品の上映、事業の実施に取り組みます。東海道かわさき宿交流館では、お客様のニーズに合った事業を企画するとともに、引き続き、ホームページや広報紙、SNS等を通じて主催事業の広報を積極的に行います。 【各施設の指定管理期間】 ミューザ川崎シンフォニーホール：R2～R11 川崎市アートセンター：R4～R8 東海道かわさき宿交流館：R5～R9

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績

【指標1関連】
ミューザ川崎シンフォニーホールでは、広報営業課を事業企画課から分離する形で改めて設置（これに伴う人員の増減はありません）し、「友の会制度」や「スポンサー制度」等の見直しを行うなど、広報事業の強化とともに効率化を進めることで、経費（広告宣伝費）の削減を図りました。
アートセンターにおいては、インスタグラムのフォロワー数が目標の1,000件を超え、これまで届かなかった層へのアプローチを強めて来館につなげました。また、小劇場の稼働率の向上と増収を図るため、2ヶ月前までに小劇場の予約が入っていない場合、小劇場シネマと題してニーズが高かった作品の上映や地元ゆかりの監督や作品を上映したことで、当初予算の水準まで収益を上げることができました。さらに、アートセンター前の公開空地を活用したイベントを、地元の商店会や町内会自治会、文化活動団体と連携して実施することにより、賑わいの創出とアートセンターの知名度向上につなげることができました。
東海道かわさき宿交流館では、稼働率を上げるため、常に利用者サービスの向上を心がけ、接遇や環境整備、施設利用ニーズへの対応、インバウンド対応等に努め、また、積極的に他機関・団体が実施している事業とも連携、協力が図れるよう運営しました。広報では、これまでのチラシ配布やホームページによる情報発信に加え、今年度からインスタグラムによる情報発信を開始し、頻繁に施設や事業の紹介を発信しました。さらにアゼリア地下街での事業紹介や北テラス等へのポスター掲示、アートセンターでの出張事業などを通し、認知度の向上に努めました。

【指標2関連】
ミューザ川崎シンフォニーホールでは、令和7年度も魅力ある公演の開催やフェスタサマーミューザの活性化等に取り組み、合わせて、広報事業の工夫等を行うことにより、入場者数は過去最大水準を維持することができました。
アートセンターでは、学生料金を1,000円に値下げするとともに、神奈川県下のミニシアターと連携した学生料金を半額にするイベントを実施したほか、日本映画大学が選定した作品を1週間上映するなどした結果、昨年度の学生の来館者数を10月には上回り、昨年度の2倍に迫る伸びとなりました。また、学生の視点を施策や作品選定に活かすために、近隣の大学生の参加による「学生座談会」を開催し、そこから出たアイディアを取り入れて新たな事業につなげました。特に、専修大学松本ゼミと連携した施策では、新百合ヶ丘の商業施設、小田急電鉄の協力を得て、スタンプラリーを実施し、これまで、アートセンターに来館したことのない方、ファミリー層など、約4,000人が参加し、知名度の向上につなげることができました。
東海道かわさき宿交流館では、利用者からのアンケートや市民からのご意見を参考に主催事業を企画してきました。主催事業としては、通年で人気を博している「江戸時代の粋に遊ぶ」(3回)、「街道講演会」(2回)、「落語」(6回)、「講談」(3回)を開催してきました。令和7年度の企画展としては、「懐かしき昭和の店先」(3/4～5/6)、「川崎が生んだ詩人　佐藤惣之助」(5/13～6/29)、「川崎観光写真コンクール入賞作品展」(7/20～9/28)、市民ミュージアムとの共催企画展「ハマ川崎-陸と海の狭間をたどる」(10/10～12/11)、川崎ジュニア文化賞受賞作品展(12/17～1/14)、川崎郷土・市民劇「あるくうた」関連事業「坂本九写真展-九ちゃん笑顔のふるさと」(2/7～3/29)を行いました。また、町内会や商店街などと連携して「川崎宿場まつり」(10/5)、「川崎宿スタンプラリー」(11/1)を開催しました。

（各施設の稼働率）

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7目標値
ミューザ川崎シンフォニーホール	77.8	81.1	81.5	81.2	
川崎市アートセンター	49.6	50.5	49.7	51.9	
東海道かわさき宿交流館	51.8	57.4	56.8	60.1	
計	65.2	68.5	68.4	69.7	71.0

（各施設の主催事業参加者数）

	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R7目標値
ミューザ川崎シンフォニーホール	71,800	75,343	83,605	76,365	
川崎市アートセンター	60,437	50,767	49,966	52,379	
東海道かわさき宿交流館	1,850	1,645	1,457	1,146	
計	133,887	127,755	135,028	129,890	164,000

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	指定管理施設の稼働率		目標値		59.0	63.0	67.0	71.0	%
	説明	ミューザ川崎シンフォニーホール（音楽ホール等）、川崎市アートセンター（小劇場、映像館）、東海道かわさき宿交流館（集会室等）の合計の区分利用率	実績値	62.4	65.2	68.5	68.4	69.7	
2	指定管理施設における主催事業の参加者数		目標値		104,000	124,000	144,000	164,000	人
	説明	ミューザ川崎シンフォニーホール、川崎市アートセンター、東海道かわさき宿交流館における主催事業の参加者数	実績値	112,627	133,887	127,755	135,028	129,890	

指標1に対する達成度	b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	b	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

指標1につきましては各施設において、様々な取組を進めてきた結果、前年の稼働率を上回りましたが、目標値にはわずかに届きませんでした。
指標2につきましても現状値は超えたものの、目標値には届きませんでした。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C	改善に向けた取組を進めたが、「指定管理施設の稼働率」、「指定管理施設における主催事業の参加者数」の実績値が目標を達成することができなかった。 一方、「稼働率」の実績値は目標値をわずかに下回ったものの、令和6年度比では上昇しており、市民の文化活動の場の提供及び文化芸術に触れる機会の創出ができたため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		960,863 （1,574,777）	981,917 （1,599,224）	981,117 （1,625,332）	981,117 （1,607,722）	千円
	説明	本市財政支出（直接事業費）	実績値	970,176 （1,383,444）	990,821 （1,544,348）	991,873 （1,718,441）	1,000,834 （1,753,963）	862,623 （1,543,425）	

行政サービスコストに対する達成度	1）	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

各施設において計画（plan）で掲げた取組を的確かつ着実に実施した結果、令和7年度については実績値が目標値の範囲内となり、目標を達成することができました。

本市による評価

費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	区分		区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)	行政サービスコストが目標値の範囲内であるとともに、ホームページやSNS、情報誌などへの掲載など、様々な媒体での積極的な広報を進めたことにより目標を達成することができたため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	指定管理施設の稼動率、主催事業の参加者数、ともに目標値は達成できなかったものの、実績値が現状値以上となりました。引き続き、現行の取組を推進するとともに、ホームページや広報紙、SNS等を通じて施設の広報を積極的に行い、更なる稼働率の向上と参加者数の増加に取り組みます。また、来場者・利用者のニーズを的確に捉え、入場料収益や施設利用料収益、友の会収益、物品販売収益などの自己収入の確保に繋げるとともに国庫補助金等の獲得に取り組みます。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市文化財団	所管課	市民文化局市民文化振興室

本市施策推進に向けた事業取組③（令和7（2025）年度）

事業名	文化芸術に係る中間支援

計　画（Plan）

現状	財団は、市が現在、検討を進めている「アート・フォー・オール」の考え方も踏まえ、広報、相談、ネットワークの構築、ボランティア等の人材育成など、文化芸術に係る中間支援の役割を担うことが期待されています。新型コロナウイルス感染症の影響で文化芸術活動が様々な制限を受けるなか、その中間支援の役割の重要性は増しています。 財団は、これまで音楽やパラアートを重点分野として、その中間支援の実績を蓄積してきましたが、そのノウハウを文化芸術全般へ広げていくことが求められます。
行動計画	・文化芸術に関する相談に幅広く対応できるよう、職員のスキルアップを図るとともに、相談窓口の広報周知の取組を行います。 ・財団が管理する「『音楽のまち・かわさき』推進協議会」、「ぱらあーとねっと」のWEBサイトを周知するとともに、社会変容により文化芸術活動が多様化していることも踏まえ、様々な媒体に多くのイベント情報を掲載し、文化芸術活動の広報を通じた支援を行います。 ・文化芸術公演の主催者に対する会場使用料等の助成など、新型コロナウイルス感染症の文化芸術活動への影響を踏まえた中間支援の取組を行います。ただし、令和5年度以降の取組については、新型コロナウイルス感染症の動向も踏まえる必要があることから、事業内容に変更があった場合には、事業別の行政サービスコストの目標値の見直しを行う場合があります。
具体的な取組内容	【指標1関連】 〇文化芸術団体・個人向けの相談対応 音楽のまちづくり事業では、活動者ならびに支援者、鑑賞者、一般市民などの需要と供給をコーディネートし、情報面で活動をサポートするため、ウェブサイトや紙媒体による関連のイベント、団体、補助金等の情報提供を通じて、事務局自体の活動を周知し、相談の受け皿としての存在周知につなげています。パラアートにおいては、公募型事業委託への提案申請を通じて、事前の相談や助言を行う機会を設けるなど、パラアートに取り組む事業者・団体に対する支援を行います。また、様々な相談に対応するため職員の研修参加機会を増やし、スキルアップに努めます。 〇ネットワーク形成のための交流・連携イベントの定期開催 音楽のまちづくり事業では「音楽のまち・かわさき」推進協議会を中心とした産官学連携による協働をより一層進めます。運営委員会を年3回開催し、各セクター間の情報共有、意見交換を行います。また、市内で音楽活動を行う個人、団体、事業者等のネットワークを促進するため、交流会を開催し、新たな事業創出やコラボレーションが生まれやすい機運を醸成します。パラアートについては、パラアートに取り組む個人や団体、行政職員などによる事例発表と交流の場としてパラアートミーティングを開催します。 【指標2関連】 〇広報による活動支援 音楽のまちづくり事業では、市内で行われる事業に対して後援を行い、当財団の広報媒体による情報発信でイベント参加者を増やすための広報を支援します。また、「音楽のまち・かわさき」ではテレビ神奈川、かわさきFMといったマスメディアを利用し、市内で活躍する音楽関係者、学校、企業など音楽に取り組む人々のストーリーを紹介し、活動を支援します。また周年事業を通じておんまちの取組を知ってもらう機会とし、音楽活動を行う市民へのPR支援に対する認知拡大に取り組みます。パラアートについては、職員が情報収集することに加え、「パラアートミーティング」の開催や連携イベントにより、ネットワークを広げることで、広報支援を行う文化芸術イベントの件数を増やします。 【その他】 〇地域連携 音楽のまちづくり事業では、川崎ゆかりのアーティストを中心にフリーライブをコーディネートし、商業施設との連携で実施します。また、かわさきジャズやミューザ川崎シンフォニーホール、かわさきパラムーブメントなどの事業に協力し、ワークショップ出展などを行います。パラアートにおいては、パラアートの魅力を感じてもらうため絵画展「Colorsかわさき2025展」を開催します。また、地域のアーティストを紹介するワークショップ（3日間）や課題解決・つながりづくりを目指すパラアートミーティング（2日）、パラアートを他団体の主催イベントに取り入れてもらう連携イベントを実施します。さらに、市が取り組むアートコミュニケーター育成講座受講生との連携企画も継続します。

実施結果（Do）

本市施策推進に向けた活動実績	【指標1関連】 〇文化芸術団体・個人向けの相談対応 「音楽のまち・かわさき」では、寄せられた相談の中から市内事業者の音楽イベント実施に向けて協力したり、高校生の探究学習への協力など、専門的な知見からの伴走支援を行いました。パラアートにおいては、公募型事業委託への提案申請を通じて事前の相談や助言を行う機会を設けるなど、パラアートに取り組む事業者・団体に対する支援を行いました。新たに対面形式での公募型事業委託報告会を開催し、事業者・団体同士でも学び合い、相談し合える場を設けました。また、様々な相談に対応するため職員の研修参加機会を増やし、スキルアップに努めました。 〇ネットワーク形成のための交流・連携イベントの定期開催 「音楽のまち・かわさき」では、7月に初となるビジネス交流会を開催し、市内の音楽や文化、エンタメに関わる多くの事業者に参加をいただきました。また、パラアートでは、団体等による事例発表と交流の場としてパラアートミーティングを開催しました。さらに神奈川県障害者芸術文化活動支援センターと連携強化を図り、パラアートに関する取組や相談状況などの情報共有を図りました。 【指標2関連】 〇広報による活動支援 「音楽のまち・かわさき」では、新たな取組として今年度試行実施がはじまった「川崎駅東口ストリートミュージックパス」の登録およびマナー啓発の広報に注力しました。また、市民への効率的な情報提供を実現するため令和8年度以降に①カワサキミュージックプチマガジンのリニューアル及び②ホームページ掲載のイベント情報のAIによる情報収集システム導入の検討を行いました。いずれも、令和8年度の実施を目指しています。パラアートでは、職員が情報収集することに加え、「パラアートミーティング」の開催や連携イベントにより、ネットワークを広げることで情報を収集しました。また、SNSで定期的な情報発信を行うことで、フォロワー数を着実に伸ばすことができました。 【その他】 〇地域連携 音楽のまちづくり事業では、川崎ゆかりのアーティストを中心にフリーライブ（溝の口、鷺沼駅前、ラゾーナ）をコーディネートし、商業施設との連携で実施しました。また、かわさきジャズ、ミューザ川崎シンフォニーホール、かわさきパラムーブメントなどの事業に協力し、ワークショップ出展などを行いました。 パラアートでは、パラアートの魅力を感じてもらうため絵画展「Colors かわさき 2025展」を開催しました。今年度は新たに美術系学生ボランティアや地域のデザイナー、アーティストに関わってもらい、運営体制の充実を図りました。巡回展は新百合ヶ丘駅近くの商業施設に加え、新たに川崎駅直結の商業施設、武蔵小杉駅近くの民間ギャラリーでも実施しました。初の試みとして、家電量販店のテレビコーナーにてデジタルパラアート展も行いました。市が主催するアートを介してコミュニケーションを創出するアートコミュニティ形成プログラムとの連携では「対話型鑑賞」など3企画を実施しました。さらに、地域のアーティストを紹介するワークショップ（2日間）や課題解決・つながりづくりを目指すパラアートミーティング（2日）、パラアートを他団体（例：市民団体、プロボノ倶楽部、商業施設、コミュニティカフェ等）の主催イベントに取り入れてもらう連携イベントを実施しました。パラアート作品の常設展示は、川崎市生涯学習プラザ及び川崎市青少年の家の協力のもと、障害福祉施設延べ8施設の作品を展示しました。

評　価（Check）

本市施策推進に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	文化芸術に係る相談件数		目標値		110	120	130	140	件
	説明	財団（「音楽のまち・かわさき」推進協議会を含む）において対応した、文化芸術に関する相談件数	実績値	97	119	124	133	100	
2	WEBサイトにて広報支援を行った市内での文化芸術イベントの件数		目標値		1,550	1,800	2,050	2,300	件
	説明	財団のWEBサイト（「『音楽のまち・かわさき』推進協議会」、「ぱらあーとねっと」等）に掲載した市内での文化芸術イベントの件数	実績値	1,099	1,617	1,938	2,079	2,061	

指標1に対する達成度	b	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2に対する達成度	b	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

指標1につきましては、目標値には届きませんでしたが、事業者の音楽イベント実施に向けて協力したり、高校生の探究学習への協力など、専門的な知見からの伴走支援を行いました。また、パラアートにつきましては、新たに対面形式の事業報告会を開催し、事業者・団体同士でも学び合い、相談し合える場を設けるとともに、ネットワーク形成のための交流・連携イベントを定期的に開催するなど、中間支援としての取組を進めることができました。
相談件数については、実際の交流やつながりに繋がらないケースもあることから、具体的な相談のみを集計したことにより令和6年度から減少しました。また、令和8年度から交流会等の実際の開催件数を新たな指標として設定し、取組結果を確認していきます。
指標2につきましても、目標値には届きませんでしたが、「音楽のまち・かわさき」では、新たな取組として令和7年度に試行実施がはじまった「川崎駅東口ストリートミュージックパス」の登録及びマナー啓発の広報に注力しました。誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境「アート・フォー・オール」の実現に向けては、そのプラットフォームの一翼を担う交流やつながりの場、地域のネットワークの構築等が必要であることから、令和8年度から「交流・つながりの場の創出件数」を指標に設定し、取組結果を確認していきます。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	C	「文化芸術に係る相談件数」、「WEBサイトにて広報支援を行った市内での文化芸術イベントの件数」は、いずれも目標値を下回ったが、相談や広報支援を通じてネットワークの構築を図るなどの中間支援により、文化芸術の振興に寄与することができたため。

行政サービスコスト			目標・実績	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	事業別の行政サービスコスト		目標値		30,355 (30,355)	6,776 (6,776)	6,776 (6,776)	6,776 (6,776)	千円
	説明	本市財政支出（直接事業費）	実績値	27,868 (28,048)	27,515 (27,705)	6,301 (6,481)	5,869 (6,169)	5,629 (5,929)	

行政サービスコストに対する達成度	1)	1). 実績値が目標値の100%未満 2). 実績値が目標値の100%以上～110%未満 3). 実績値が目標値の110%以上～120%未満 4). 実績値が目標値の120%以上

法人コメント（行政サービスコストに対する達成度について）

事業別の行政サービスコストについては、目標を達成することができましたが、引き続き経費削減に努めながら効率的な事業執行を行うとともに市民が文化芸術に触れる機会の提供と障がいの有無にかかわらず文化芸術を楽しむことができるよう取り組んでいきます。

本市による評価

費用対効果（「達成状況」と「行政サービスコストに対する達成度」等を踏まえ評価）	区分		区分選択の理由
	(1). 十分である (2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である	(2)	指標1及び指標2の目標を達成することができなかったが、行政サービスコストが目標値の範囲内であるとともに、パラアートや音楽をはじめとした、市民の文化芸術活動に関する相談への対応や交流・連携イベントの開催、川崎駅東口ストリートミュージックパスの運用などにより、中間支援に取り組むことができたため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅱ	相談件数を中間支援の基準とすることについては、令和8年度以降は目標としないこととします。 イベントの件数は目標値には到達しなかったものの令和6年度並の実績値となりました。 市が目指す誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境「アート・フォー・オール」の実現に向け、文化芸術を担う中核組織として、引き続き専門性を活かしながら中間支援の取組を推進します。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市文化財団	所管課	市民文化局市民文化振興室

2. 経営健全化に向けた取組①（令和7（2025）年度）

項目名	収益性の強化

計　画（Plan）

現状	主要な経常収益（事業収益）から市の委託料・指定管理料を除いた財団の自己収入は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度以降大きく減少しましたが、財団の経営基盤を強化して、新たな事業展開や優秀な人材の確保等の課題に対応するためには、自己収入を増やしていく必要があります。
行動計画	主催事業の実施による入場料収入や施設利用の促進による施設利用料収入の増加等により、段階的な自己収入の増加を図っていきます。
具体的な取組内容	入場料収益や施設利用料収益、友の会収益など事業収益の確保のため、主催事業の企画の充実やチラシ、SNS、地域メディア等の様々な媒体を活用し施設や主催事業の積極的な広報を行います。プラザソルでは、都内・県内周辺地域の同規模類似施設との比較と今般の物価状況をもとに検討し、本年4月1日以降の利用申請受付分から利用料金を適正かつ競争力のある価格に値上げするとともに、直近割の広報強化や昨年度から実施している施設の連続利用日数の緩和（7日から14日）により、新たな需要を掘り起こすことで利用促進を図るなど、収益性の強化と収益率の改善を行います。また、浮世絵ギャラリーでは、認知度向上のため、引き続きレプリカを活用した巡回展示を実施するとともに、民間企業とも連携し、入館者増に係る取組を進め、入館料収入や物販収入の増加に取り組みます。ミューザ川崎シンフォニーホールでは、広報営業課を改めて設置し広報事業を強化するとともに、友の会事業の見直しやスポンサーの拡大などに取り組んでいきます。アートセンターでは、諸物価の高騰を踏まえ、都内・県内のシネマコンプレックスやミニシアターの料金を勘案して令和7年4月から映画の一般料金等の値上げを行い、収入の確保を図るとともに、これまでの事業に工夫を加え、さらに収益性があり集客力のある事業を行っていきます。

実施結果（Do）

経営健全化に向けた活動実績	収益性の向上と経費の適正化を目指し、財団本部及び各施設において主体的に経営改善に向けた取組を推進しました。 プラザソルでは、物価動向や周辺施設との比較を踏まえた利用料金改定に加え、割引制度の周知や連続利用条件の緩和、主催事業の入場券の販路確保等により会場の利用促進と収益性の改善に努めました。 浮世絵ギャラリーでは、レプリカを活用した巡回展示を認知度の低い北部地域をはじめ6カ所で実施するとともにミューザ川崎シンフォニーホールとの相互割引やインバウンド客の利用が多い宿泊施設との連携等による来館者の呼込みに取り組むとともに複製版画の販売を開始する等物販収入の確保を進めました。 アートセンターでは、映画部門における料金改定や日本映画大学との連携による新たな配給会社の確保等により、来場者層が拡大し収入増を実現し、劇場部門においても厳しい条件下で当初予算を上回る収益を確保しました。 ミューザ川崎シンフォニーホールでは、広報営業課を改めて設置し、友の会制度やスポンサー制度の見直しを行うとともに広報事業の見直しを行うことで広告宣伝費の削減に努めました。 東海道かわさき宿交流館では、集会室の稼働率向上に向け、HPやインスタグラムでの紹介等による広報強化により、施設利用の増加につなげました。

評　価（Check）

経営健全化に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	主要な経常収益（市財政支出を除く）		目標値		556,000	592,000	628,000	664,000	千円
	説明	主要な経常収益（事業収益）から市財政支出額（委託料・指定管理料）を除いた額	実績値	466,267	593,167	745,641	785,746	822,706	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

各施設において計画（plan）で掲げた取組を的確かつ着実に実施した結果、令和7年度においても実績値は目標値を上回り、目標を達成することができました。

本市による評価

	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	各施設それぞれの稼働率や主催事業参加者数の増加に向けた取組を進めたこと等により、安定した収益を得ることができ、目標値を達成したため。

改　善（Action）

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	引き続き、入場料収益や施設使用料収益、友の会収益など事業収益の確保のため、様々な媒体による効率的かつ効果的な広報を実施するとともに、魅力ある事業の実施に努め、来場者・利用者数の増加を目指していきます。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市文化財団	所管課	市民文化局市民文化振興室

経営健全化に向けた取組②（令和7（2025）年度）

項目名	自立性の確保

計　画（Plan）

現状	経常費用に対する市財政支出（補助金、指定管理料）の割合は、新型コロナウイルス感染症に係る逸失収入補償金を計上したことなどより、令和2年度以降大きく増加しましたが、自己収入の増加と当該収入に基づく費用の執行に努めて、市からの財政支援依存度を低減し、財団の自立性を確保する必要があります。 一般正味財産額については、新型コロナウイルス感染症等の影響で減収となったため、減少の傾向にありますが、財団経営の安定性、自立性を確保する観点から、一般正味財産の確保に取り組む必要があります。
行動計画	有料事業の実施、協賛金の確保等により事業収入の増加を図るとともに、市に依存しない事業執行に努めることで、市からの財政支援依存度の低減を図っていきます。 収支均衡に向けた取組を推進し、一般正味財産額の確保に取り組みます。
具体的な取組内容	【指標1関連】 入場料収益や施設利用料収益、友の会収益など事業収益の確保のため、主催事業の企画の充実やチラシ、SNS、地域メディア等の様々な媒体を活用し施設や主催事業の積極的な広報を行います。また、プラザソルやアートセンターでは利用料金の改定を行い収入の確保を図るとともに、ミューザ川崎シンフォニーホールでは、広報営業課を新設し広報事業を強化するとともに、友の会事業の見直しやスポンサーの拡大などに取り組んでいきます。さらに、助成金等の活用や協賛金の獲得による自主財源の確保に加え、事業の見直しや購入物品の精査など経費の効率的な執行等に取り組みます。 【指標2関連】 公共事業の収支相償の原則による事業執行、助成金の活用、収益事業は施設管理事業及び物品販売事業による収益の確保、法人会計は近年の人件費や物価高騰を踏まえ、事業の見直しや購入物品の精査などによる経費の効率的な予算執行により、財団全体として収支均衡を図り、一般正味財産の確保に努めます。

実施結果（Do）

経営健全化に向けた活動実績	【指標1関連】 事業収益の確保を目指し、プラザソルにおける利用料金の改定や、アートセンターにおける映画の鑑賞料金について一般料金を値上げし学生料金を値下げするなどの料金改定を実施した結果、アートセンターでは収益の増と新たな層（学生）の利用者確保に繋げることができました。 ミューザ川崎シンフォニーホールでは、広報営業課を改めて設置し広報事業を強化するとともに、友の会事業の見直しやスポンサーの拡大などに取り組みました。各施設、主催事業の企画の充実に加え、様々な広報媒体を活用し、効率的かつ効果的な広報を積極的に行いました。 【指標2関連】 公共事業の収支相償の原則による事業執行、助成金の活用、収益事業については施設管理事業及び物品販売事業による収益の確保により財団全体として収支均衡が図られるよう、事業の見直しや購入物品の精査等効率的な予算執行を行い、一般正味財産の確保に努めましたが、一般正味財産額は目標値に届きませんでした。

評　価（Check）

経営健全化に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	経常費用のうち市財政支出の負担割合		目標値		67.0	65.2	65.2	63.6	%
	説明	経常費用に対する市財政支出（補助金、委託料、指定管理料）の割合	実績値	73.1	66.6	60.5	61.4	60.3	
2	一般正味財産額		目標値		347,810	502,767	502,767	502,767	千円
	説明	一般正味財産額	実績値	465,770	502,767	457,961	430,894	482,344	

指標1 に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載
指標2 に対する達成度	b	

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

指標1については、アートセンターをはじめ各施設において主催事業の企画の充実に努め、また様々な媒体を活用した広報を積極的に実施したことで、事業収益の増加に繋がり、川崎市の財政支出の割合を減らすことができました。一方、指標2については、各施設の取組の結果、昨年度に比べ一般正味財産額は約5,100万円程増えたものの、目標値には達しませんでした。

本市による評価

達成状況	区分		区分選択の理由
	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	B	指標1について、各施設ともに稼働率や主催事業参加者数の増加に向けた取組を進め、支出の見直しを進めたことにより、目標値を達成したため。 指標2については、目標額の達成は出来なかったが、人件費や物価高騰等によりR5年度から続いていた一般正味財産の減少から増加に転じることができた。

改　善（Action）

	方向性区分		方向性の具体的内容
実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	今後も適宜事業の見直しを行い、市民ニーズに合った魅力的な企画や演目の実施に努めるとともに、効果的かつ経費節減を意識した効率的な広報により集客効果を高め、事業収益の確保に努めます。また、施設利用料収益の確保を目指し、施設の認知度を向上させるため、近隣民間施設等と連携した取組や様々な媒体を活用した効果的な広報を展開します。

法人名（団体名）	公益財団法人川崎市文化財団	所管課	市民文化局市民文化振興室

3. 業務・組織に関する取組①（令和7（2025）年度）

項目名	職員の専門性の向上

計　画（Plan）

現状	文化芸術の専門組織として、職員のスキルアップを図り専門性を向上させることは大きな課題であり、財団では、施設や職域ごとに文化芸術等に関する職員研修を実施しています。
行動計画	施設ごとに実施している研修を合同で実施したり、国等が主催する外部の研修に職員を積極的に派遣するなどし、職員のスキルアップを図るとともに、研修の内容を職員間で共有するなどし、組織としての専門性向上やサービス向上につなげます。
具体的な取組内容	財団職員としての基礎的な研修や文化施設職員としての専門性向上のための研修を計画的に実施し人材育成を図ります。 また、文化庁や全国公立文化施設協会、川崎商工会議所等主催の外部研修に職員を積極的に参加させ、能力向上を図ります。 なお、今年度は財団の新たなステイトメントの策定を受け、各所属から推薦された職員で第二期ワーキンググループを設置し、組織内での共有化や対外的な発信、コンセプトブックの作成などの検討を行っていきます。

実施結果（Do）

業務・組織に関する活動実績	財団職員としての基礎的な研修や文化施設職員としての専門性向上のための研修を計画的に実施し人材育成を図りました。 本部においては、新規採用職員に対し、財団の組織や事業計画、収支予算、就業規則さらには令和7年度に策定した財団のステイトメントに関する説明を行うとともに、近隣施設の見学会を実施しました。 また、財団の新たなステイトメントの策定を受け、各所属から推薦された職員で第二期ワーキンググループを設置し、組織内での共有化や対外的な発信、コンセプトブックの作成などの検討を行いました。 各指定管理施設においても職員の専門性向上のため、様々な機会を捉え職員の積極的な参加を促しており、年代別研修などの内部研修を適切に行うとともに、文化庁や全国公立文化施設協会、川崎商工会議所等が主催する外部研修にも職員を参加させ、能力の向上を図りました。

評　価（Check）

業務・組織に関する指標			目標・実績	R3年度（現状値）	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	研修への参加回数		目標値		16	20	24	28	回
	説明	専門性向上等のための研修への財団職員の参加回数	実績値	20	24	27	27	57	

指標1に対する達成度	a	a. 実績値が目標値以上 b. 実績値が現状値（個別設定値）以上～目標値未満 c. 実績値が目標値の60%以上～現状値（個別設定値）未満 d. 実績値が目標値の60%未満 ※個別設定値を設定している場合は指標の説明欄に記載

法人コメント（指標に対する達成度やその他の成果等について）

新規採用研修を充実させるとともに内部研修や様々な団体が主催する外部研修に職員を積極的に参加させることにより、業務に必要な基礎知識や専門知識の習得ができ、職員のスキルアップにつながりました。令和7年に財団が設立40周年を迎えることを節目と捉え、これまでのあゆみを振り返り、現状を確認し、財団のこれからを考えるため、令和6年度から若手職員を中心にワーキンググループを立ち上げ、議論等を重ね、「新たなステイトメント」を令和7年6月に策定し、文化財団職員全員に対し今後の法人運営の方向性を示しました。またこのステイトメントの具体化に向け、引き続き各職場から推薦された第二期ワーキンググループのメンバーで議論を行い、財団を取り巻く状況や課題等についての理解を深め、職務に対する意識の醸成を図る取組を進めました。令和8年度についてもワーキンググループを継続するとともに財団内におけるガバナンスの向上や対外的な財団の認知度向上に引き続き取り組んでいきます。

本市による評価	区分		区分選択の理由
達成状況	A. 目標を達成した B. ほぼ目標を達成した C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった D. 現状を下回るものが多くあった E. 現状を大幅に下回った	A	業務上必要な幅広い専門的知識を習得するため、積極的に外部研修に参加し、目標を達成することができたことに加え、財団の理念等の策定により職務に対する意識の醸成を図ることができたため。

改　善（Action）

実施結果（Do）や評価（Check）を踏まえた今後の取組の方向性	方向性区分		方向性の具体的内容
	Ⅰ. 現状のまま取組を継続 Ⅱ. 目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続 Ⅲ. 状況の変化により取組を中止	Ⅰ	文化芸術の専門組織として、文化芸術の質の向上と社会的価値の創出を目指し、引き続き、職員の能力向上に係る意識の醸成と積極的に研修に参加できるよう環境の整備に努め、人材育成に取り組みます。

法人（団体名）	公益財団法人川崎市文化財団	所管課	市民文化局市民文化振興室

●法人情報

（1）財務状況

収支及び財産の状況（単位：千円）		令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
正味財産増減計算書	（一般正味財産増減の部）					
	経常収益	1,980,168	2,137,125	2,215,807	2,295,039	2,168,993
	経常費用（事業費）	1,796,353	1,972,669	2,149,097	2,195,002	1,987,756
	経常費用（管理費）	122,072	127,390	111,446	127,035	129,716
	うち減価償却費	19,085	22,118	21,676	21,661	21,895
	当期経常増減額	61,743	37,067	△44,736	△26,997	51,521
	経常外収益					
	経常外費用					
	税引前当期一般正味財産増減額	61,743	37,067	△44,736	△26,997	51,521
	当期一般正味財産増減額	61,673	36,997	△44,806	△27,067	51,451
	（指定正味財産増減の部）					
	当期指定正味財産増減額			△22,001	△2,300	
	正味財産期末残高	497,549	534,546	467,739	438,372	489,822
貸借対照表	総資産	733,831	758,435	721,174	734,806	755,353
	流動資産	350,116	350,250	349,440	398,423	413,166
	固定資産	383,715	408,185	371,734	336,383	342,187
	総負債	236,282	223,889	253,435	296,434	265,531
	流動負債	236,282	223,889	253,435	296,434	265,531
	固定負債					
	正味財産	497,549	534,546	467,739	438,372	489,822
	指定正味財産	31,779	31,779	9,778	7,478	7,478
	一般正味財産	465,770	502,767	457,961	430,893	482,344

主たる勘定科目の状況（単位：千円）			令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
	経常収益	事業収益	1,436,580	1,584,117	1,737,652	1,786,579	1,685,330
	経常費用	委託費（事業費＋管理費）	556,524	662,966	789,358	802,945	760,811
	総資産	特定資産	139,091	140,557	115,966	79	97,654
	総負債	有利子負債（借入金＋社債等）					

本市の財政支出等（単位：千円）	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
補助金	431,237	407,921	376,534	425,938	413,873
負担金					
委託料	136	129	138		
指定管理料	970,176	990,820	991,872	989,544	862,623
貸付金（年度末残高）					
損失補償・債務保証付債務（年度末残高）					
出捐金（年度末状況）	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
（市出捐率）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

財務に関する指標	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度	令和5（2023）年度	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度
流動比率（流動資産／流動負債）	148.2%	156.4%	137.9%	134.4%	155.6%
有利子負債比率（有利子負債／正味財産）					
経常収支比率（経常収益／経常費用）	103.2%	101.8%	98.0%	98.8%	102.4%
正味財産比率（正味財産／総資産）	67.8%	70.5%	64.9%	59.7%	64.8%
経常費用に占める市財政支出割合 （（補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料）／経常費用）	73.1%	66.6%	60.5%	61.0%	60.3%
経常収益に占める市財政支出割合 （（補助金＋負担金＋委託料＋指定管理料）／経常収益）	70.8%	65.5%	61.8%	61.7%	58.9%

法人コメント		本市コメント
現状認識	今後の取組の方向性	本市が今後法人に期待することなど
令和7年度は、プラザソル及びアートセンターで利用料金の改定を行い、特にアートセンターにおいては新しい事業にも取り組んだことで入場料収益は対前年比121%増と事業収益の増に貢献しました。一方、長引く物価高騰の中、各施設において経常費用の削減に努めながら事業を推進し、毎年度事業収益は微増となっていましたが、令和7年度からミューザ川崎シンフォニーホールについては管理組合の共益費の支払いを川崎市で行うことになったことで指定管理料が令和6年度から約129,000千円の減となったため、財団全体の事業収益が大幅に減となりました。	事業収益の確保を目指し、利用料金の改定や事業の見直し、広報の強化等各施設においてさまざまな取組を進めてきたところですが、社会状況の変化による物価高騰の影響は大きく、経常費用に対する市財政支出の割合は微減に留まっており、この傾向は暫く続くものと考えます。 また今後予定されているミューザ川崎シンフォニーホールやプラザソルの経年劣化等による施設改修工事の間の事業収益確保等大きな課題もありますが、引き続き経費の効率的な執行を意識しながら魅力的な事業・企画の立案・実施に努め、積極的な広報を行い、利用者・収益の確保を目指します。	本法人は、本市と共に文化芸術振興の施策を実現する協働のパートナーとして非常に大きな役割を担っています。 物価高騰等の影響があったものの、各施設での経常費用が減少し、経常収支比率は102%となり、正味財産は増加しました。 今後も引き続き、各種取組による収入確保及び事業の棚卸や執行に伴う契約方法の見直しなど、経営健全化に向けた効率的かつ効果的な運営、さらに執行体制の強化に向けた取組に期待します。

（2）役員・職員の状況（令和8年7月1日現在）

	常勤（人）			非常勤（人）		
	合計	（うち市派遣）	（うち市OB）	合計	（うち市在職）	（うち市OB）
役員	1	0	1	8	0	0
職員	48	0	9	0	0	0

【備　考】

●総役員に占める本市職員及び退職職員の割合が3分の1を超過していることについての法人の見解

・理由

・今後の方向性

参考資料１

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

① これまでの出資法人改革の経緯と出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、**令和４年３月に策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和４年度～令和７年度）」**（以下「現方針」という。）に基づく、令和７年度の取組について評価を行いましたので、次のとおり御報告いたします。

② 本評価結果は、**現方針に基づく最終年度の評価**であり、**４年間の総括の視点での評価も合わせて行う**とともに、**この間の物価やエネルギー価格の高騰など、社会経済状況の変化が進む中においても各取組を推進し、評価シートのPDCAサイクルを着実に回していく**ことにより、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」と本市の行政目的に沿った「連携・活用」につながっていく**ものとなります。

１ 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の実施経緯

① 本市では、平成14年度の第１次行財政改革プランの策定以降、出資法人が担ってきた役割や事業について検証し出資法人の統廃合、市の財政的・人的関与の見直し等、効率化・経営健全化に向けた取組を実施してきました。

② 平成16年度には、「出資法人の経営改善指針」を策定し、本市が取り組む課題と出資法人自らが取り組む課題を明らかにしながら、出資法人の抜本的な見直しや自立的な経営に向けた取組を推進してきました。

③ 今後も引き続き、効率化・経営健全化に向けた取組を進めていく必要がある一方で、厳しい財政状況の中で地域課題を解決していくに当たり、多様な主体との連携の重要性が増しているほか、国における「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務省通知）等においても、「効率化・経営健全化」と「活用」の両立が求められるなど、出資法人を取り巻く環境が変化してきています。

④ こうしたことから、本市がこれまで取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図っていくという視点で、出資法人への適切な関わり方について、外部有識者から構成される「行財政改革推進委員会出資法人改革検討部会」からの提言等を踏まえ、平成30年度に前記指針を「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」に改めるとともに、当該指針において、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」を策定し、毎年度、方針に基づく取組の点検評価を実施していくこととしたところです。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）対象出資法人

No.	所管局名	所管部署名	法　人　名
1	総務企画局	シティプロモーション推進室	かわさき市民放送（株）
2	財政局	資産管理部資産運用課	川崎市土地開発公社
3	市民文化局	市民文化振興室	（公財）川崎市文化財団
4		市民生活部多文化共生推進課	（公財）川崎市国際交流協会
5		市民スポーツ室	（公財）川崎市スポーツ協会
6		コミュニティ推進部市民活動推進課	（公財）かわさき市民活動センター
7	経済労働局	観光・地域活力推進部	川崎アゼリア（株）
8		中央卸売市場北部市場管理課	川崎冷蔵（株）
9		産業政策部企画課	（公財）川崎市産業振興財団
10		経営支援部金融課	川崎市信用保証協会
11	環境局	総務部企画課	川崎未来エナジー（株）
12	健康福祉局	保健医療政策部環境保健・アレルギー疾患対策課	（公財）川崎・横浜公害保健センター
13		長寿社会部高齢者在宅サービス課	（公財）川崎市シルバー人材センター
14		障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課	（公財）川崎市身体障害者協会
15	こども未来局	児童家庭支援・虐待対策室	（一財）川崎市母子寡婦福祉協議会
16	まちづくり局	総務部庶務課	（一財）川崎市まちづくり公社
17		住宅政策部住宅整備推進課	川崎市住宅供給公社
18		総務部庶務課	みぞのくち新都市（株）
19	建設緑政局	グリーンコミュニティ推進室	（公財）川崎市公園緑地協会
20	港湾局	港湾経営部経営企画課	川崎臨港倉庫埠頭（株）
21		港湾経営部経営企画課	かわさきファズ（株）
22	消防局	予防部予防課	（公財）川崎市消防防災指導公社
23	教育委員会	健康給食推進室	（公財）川崎市学校給食会
24	事務局	生涯学習部生涯学習推進課	（公財）川崎市生涯学習財団

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

2 「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の全体構成

① 前記１のとおり、各法人の「経営改善及び連携・活用に関する方針」の策定とそれに基づく**取組評価の趣旨**は、本市がこれまで取り組んできた**出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて**、**本市の行政目的に沿った「連携・活用」に主眼**があるため、その実施を担保する取組評価となっています。

② すなわち、**取組評価シートにおいては、**まず「法人の概要」、「本市施策における法人の役割」、「現状と課題」、「取組の方向性」を明確にし、「4ヵ年計画の目標」を立て、**「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の各視点**から取り組むべき事業・項目とその指標を設定し、当該達成状況とコストを伴うものは費用対効果の評価によって、今後の取組の方向性を導き、それらを総括して、市が法人に期待することや対策の強化を望む部分を明確にすることにより、上記趣旨を達成していく構成となっています（各取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方は次頁以降参照）。

③ なお、法人情報として、各法人の収支と財産の状況、主たる勘定科目の状況、本市の財政支出、財務指標等も確認できるようにしています。

≪取組評価シートの様式イメージ≫

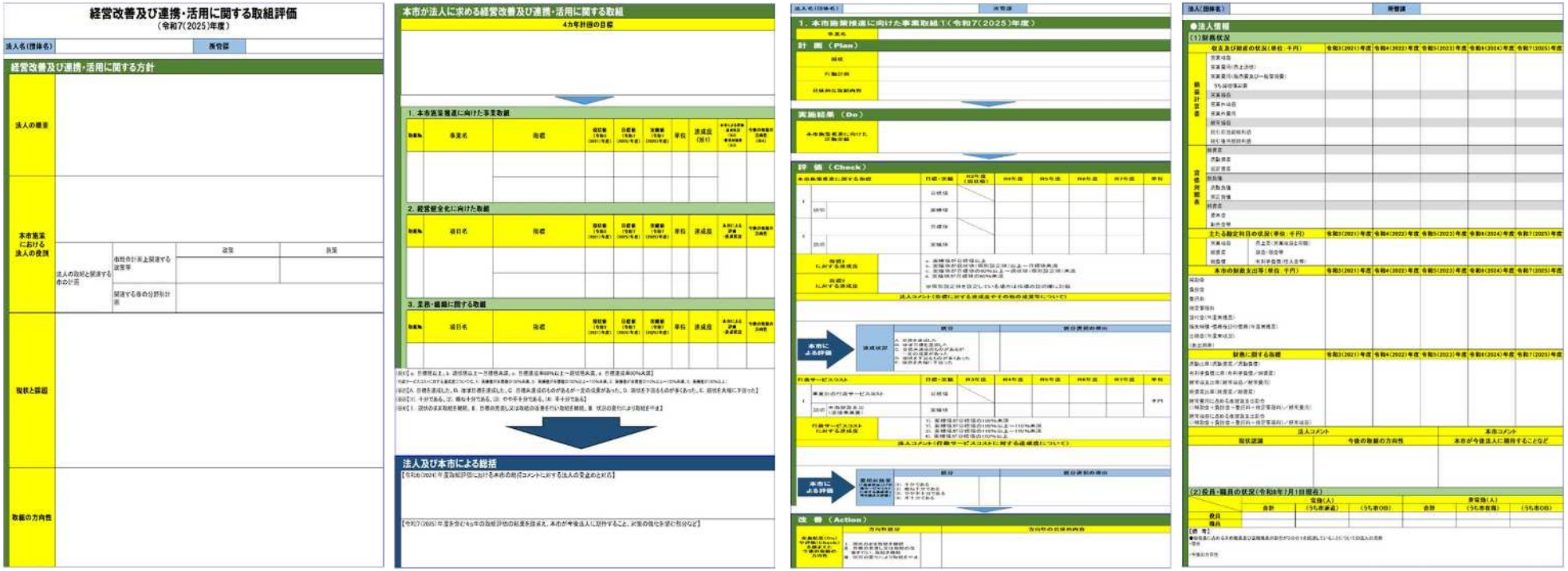

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

① 各取組の指標に対する達成度の選択の考え方

●各達成度の基本的な考え方

a． 実績値≧目標値　　b． 目標値＞実績値≧現状値（個別設定値）

c． 現状値（個別設定値）＞実績値≧目標値の60%　　d． 目標値の60%＞実績値

●指標の単位が「%」のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化量が１%未満のものと、指標の単位が「%」以外のもののうち、現状値と各年度の目標値の変化率が１%未満のもの、現状値について適切な実績がないもの等の場合

⇒個別設定値を設定し、その考え方を各個表の説明欄に記載。区分の「現状値」を「個別設定値」と読み替えた上で選択。（原則として、上記変化量や変化率が1%未満の場合には、直近数年間の実績の平均値と、現状値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値とし、現状値について適切な実績がない場合には、R4年度の実績値と、各年度の目標値の95%（105%）のうち、より目標値に近い数値を個別設定値としている。）

●目標値×60%が、現状値以上（良い）の場合

⇒abdから選択。また、現状値以上であっても、目標値の60%未満の場合はdを選択。

●目標値が現状値未満（悪い）の場合（個別設定値を設定している場合を除く）

⇒acdから選択。また、現状値未満であっても、目標値以上の場合はaを選択。

●0に抑えることを目標にしている場合

⇒達成の場合はa、未達成の場合はdを選択。

●下がることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

a． 目標値≧実績値　　b． 現状値（個別設定値）≧実績値>目標値

c． 目標値の1/0.6≧実績値>現状値（個別設定値）　　d． 実績値>目標値の1/0.6

●範囲内となることが望ましい指標の場合

⇒区分を下記に読み替えた上で選択。

a． 目標値の下限値≦実績値≦目標値の上限値　　b． 想定なし

c． 目標値の下限値の60%≦実績値＜目標値の下限値、又は、目標値の上限値＜実績値≦目標値の上限値の1／0.6

d． 実績値＜目標値の下限値の60%、又は、目標値の上限値の1／0.6＜実績値

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

② 各取組に対する本市による達成状況の評価の考え方

前記①の「指標に対する達成度」に応じて、以下のとおり判定を行い、その結果を踏まえ、本市による評価として区分を選択

		事例1		事例2		事例3		事例4		事例5	
指標に対する達成度	点数	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点	指標の数	合計点
a	3	3	9	2	6	1	3	0	0	0	0
b	2	0	0	1	2	1	2	1	2	0	0
c	1	0	0	0	0	1	1	2	2	1	1
d	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
		3	9.00	3	8.00	3	6.00	3	4.00	3	1.00
平均点（合計点÷指標の数）→			**3.00**		**2.67**		**2.00**		**1.33**		**0.33**

達成状況区分	指標に対する達成度の平均点
A. 目標を達成した	3
B. ほぼ目標を達成した	2.5以上～3未満
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	1.5以上～2.5未満
D. 現状を下回るものが多くあった	0.5以上～1.5未満
E. 現状を大幅に下回った	0.5未満

ただし、「法人コメント」に記載された、その他の成果等を踏まえ、原則とは異なる達成状況区分を選択することも可能
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において、原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

③　各取組に対する費用対効果の評価の考え方

前記②の「達成状況」と以下の「行政サービスコストに対する達成度」に応じて、判定を行い、その結果を踏まえ、その選択肢の範囲内で本市による評価として区分を選択。
（目標値・実績値ともに（－）の場合、セルに斜線（＼）を入力。）

行政サービスコストに対する達成度 ＼ 達成状況	1). 実績値が目標値の100%未満	2). 実績値が目標値の100%以上110%未満	3). 実績値が目標値の110%以上120%未満	4). 実績値が目標値の120%以上
A. 目標を達成した	(1). 十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
B. ほぼ目標を達成した	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(1). 十分である (2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
C. 目標未達成のものがあるが一定の成果があった	(2). 概ね十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である	(2). 概ね十分である (3). やや不十分である (4). 不十分である
D. 現状を下回るものが多くあった	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(3). やや不十分である (4). 不十分である
E. 現状を大幅に下回った	(3). やや不十分である (4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である	(4). 不十分である

※行政サービスコストに対する達成度について、実績値が目標値未満である方が、コスト面からは良いため、評価の良い順としては、１）から４）となる。

ただし、「法人コメント」の記載内容を踏まえ、原則とは異なる区分を選択することも可能。
なお、この場合には、次の「区分選択の理由」において原則とは異なる区分を選択した根拠を明確に記入。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

（参考）経営改善及び連携・活用に関する取組の評価と今後の取組の方向性の区分選択の考え方

④　今後の取組の方向性の選択の考え方

前記②と③の評価等を踏まえ、以下の表を参考に、法人としての今後の取組の方向性を３つの区分から選択。

方向性区分	説明（選択の要件）
Ⅰ．現状のまま取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 （以下の両方に該当する場合） ・前記②の「達成状況」について「A．目標を達成した」又は「B．ほぼ目標を達成した」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(1)．十分である」又は「(2)．概ね十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 ・前記②「達成状況」について「A．目標を達成した」又は「B．ほぼ目標を達成した」を選択
Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続	【本市施策推進に向けた事業取組】 （以下のいずれかに該当する場合） ・指標、事業別の行政サービスコストの目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C．目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D．現状を下回るものが多くあった」又は「E．現状を大幅に下回った」を選択 ・前記③の「費用対効果」について「(3)．やや不十分である」、「(4)．不十分である」を選択 【経営健全化に向けた取組、業務・組織に関する取組】 （以下のいずれかに該当する場合） ・指標の目標値の変更 ・前記②の「達成状況」について「C．目標未達成のものがあるが一定の成果があった」又は「D．現状を下回るものが多くあった」又は「E．現状を大幅に下回った」を選択
Ⅲ．状況の変化により取組を中止	取組を中止する場合（その根拠を明確に記入。）

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3　令和7年度 取組評価の総括

（１）「本市施策推進に向けた事業取組」における「本市による達成状況の評価」及び「費用対効果の評価」について

① **「本市施策推進に向けた事業取組」**（グラフ1）は、24法人で59件の取組（うち40件の取組が費用対効果（グラフ2）の評価あり）があり、「本市による達成状況の評価」が「A、B又はC」となったものが93%、「費用対効果の評価」が「(1)又は(2)」となったものが93%と、令和４年度取組評価における目標値の変更後においても、**引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多い**一方、達成状況の評価が「D又はE」となったものが７%、費用対効果の評価が「(3)又は(4)」となったものが７%と、**目標未達となった課題のある取組も僅か**に見られます。

② **令和７年度は、現方針の計画期間の最終年度であり、期間内で目標値の達成水準を段階的に引き上げる指標が多い**中、「A、B又はC」については、令和６年度取組評価と**同等の割合を維持**していることから、本市の行政目的に沿った**「連携・活用」の取組は順調に進んでいる**といえます。また、「D又はE」については、法人解散に向けた事業規模の縮小によりやむを得ないものがある一方、**令和６年度取組評価から継続して「D又はE」となったもの**もあります。これらの取組については、これまでの**行財政改革推進委員会からの意見などを踏まえる**とともに、令和８年３月に策定した**次期「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和８年度～令和11年度）」**（以下「次期方針」という。）**に基づき、達成度の向上に向けて、的確に対応**していく必要があります。

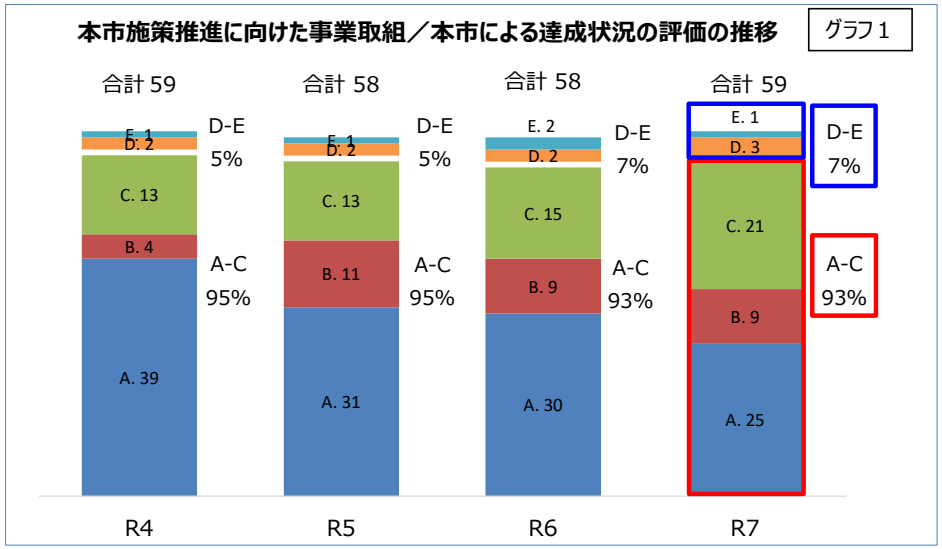

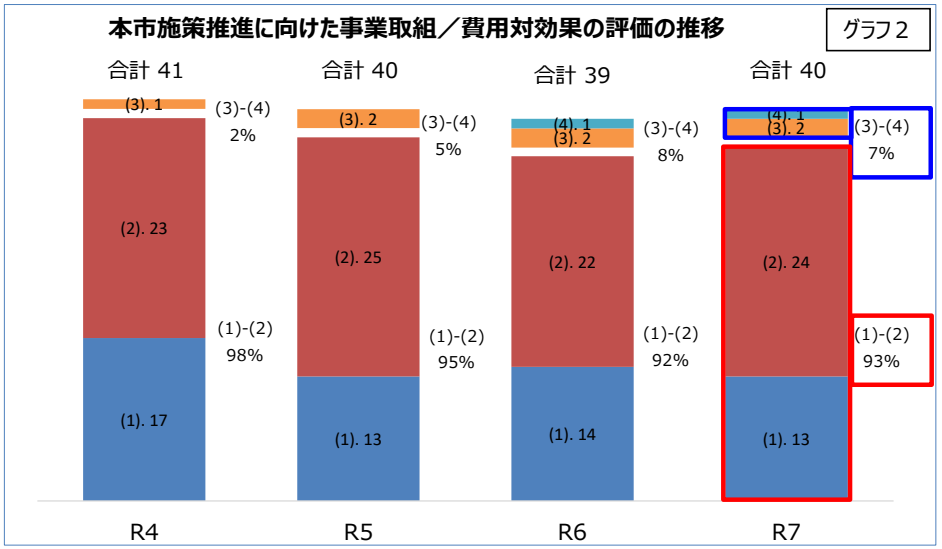

<本市による達成状況の評価区分>

- A.目標を達成した
- B.ほぼ目標を達成した
- C.目標未達成のものがあるが一定の成果があった
- D.現状を下回るものが多くあった
- E.現状を大幅に下回った

<費用対効果の評価区分>

- (1)．十分である
- (2)．概ね十分である
- (3)．やや不十分である
- (4)．不十分である

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

3　令和7年度 取組評価の総括

（２）「経営健全化に向けた取組」における「本市による達成状況の評価」について

・ **「経営健全化に向けた取組」**（グラフ3）は、30件の取組があり、「本市による達成状況の評価」が「A、B又はC」となったものが97%と、**引き続き高い水準で経営健全化が図られている**一方、「D又はE」となったものが３%と、**課題のある取組も僅か**に見られます。また、個別の指標では目標未達の指標もあることから、**昨今の物価高騰の影響などに留意し経費削減に取り組み**つつ、法人によっては、**さらなる収入確保策の検討**も必要な状況にあるといえます。

（３）「業務・組織に関する取組」における「本市による達成状況の評価」について

・ **「業務・組織に関する取組」**（グラフ4）は、36件の取組があり、本市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%、「D又はE」となったものが３%と、**概ね適正な状況を保持**しています。

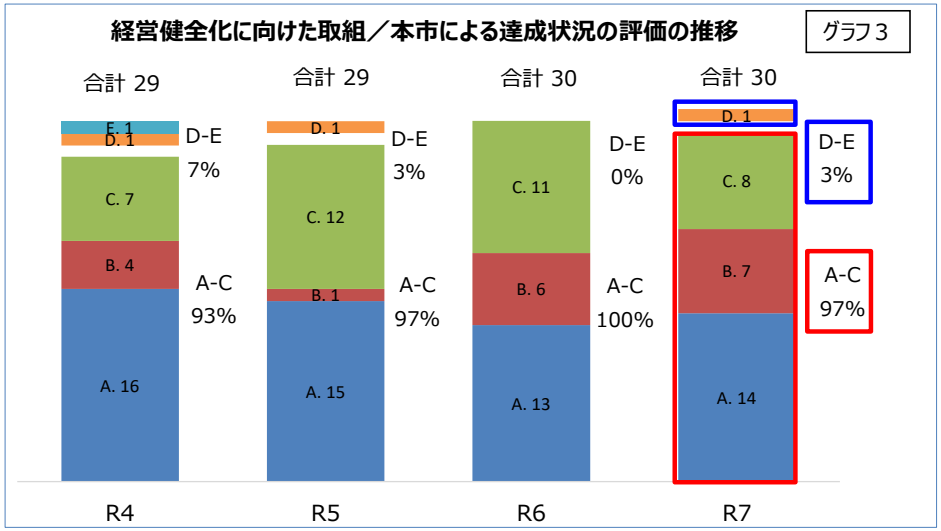

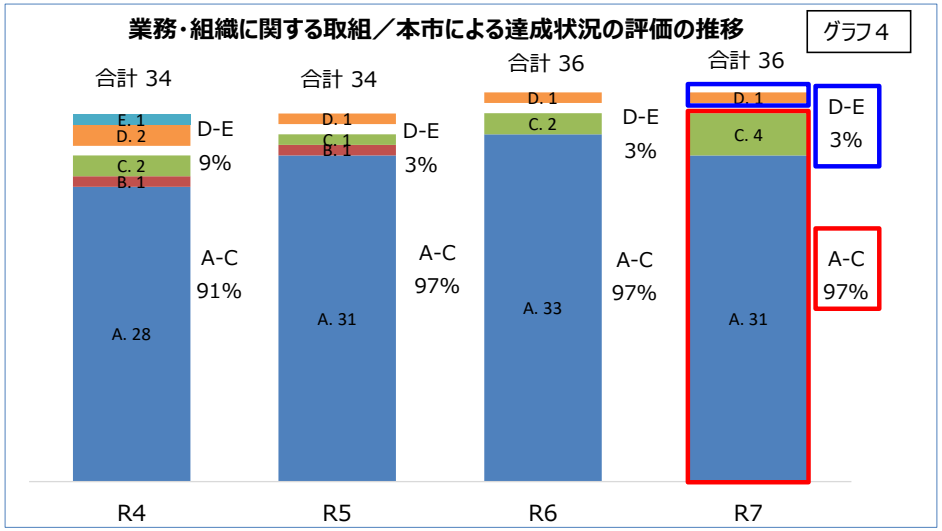

＜本市による達成状況の評価区分＞

A.目標を達成した　B.ほぼ目標を達成した　C.目標未達成のものがあるが一定の成果があった　D.現状を下回るものが多くあった　E.現状を大幅に下回った

（４）現方針（R4～R7）の総括

① **現方針の計画期間である４年間を総括**すると、前半の２年間は、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進め、後半の２年間は、市制100周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」を深度化し、**計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待**されます。

② 一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もあることから、**財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況を評価・判断するのではなく、その設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認**を行っていく必要があるといえます。

令和7年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」について

4　令和7年度 評価結果を踏まえた今後の取組の方向性

① 下表の各取組において、令和７年度の「今後の取組の方向性」が「Ⅰ」となった51%、60%、83%のものについては、引き続き、**法人の自立性を尊重しつつ、必要に応じて市と法人が連携を図りながら、取組を進めていく**ことが必要です。

② 「今後の取組の方向性」が「Ⅱ」となった47%、40%、17%のものについては、**その要因を分析し、法人自ら取組の改善策を講じるよう促す**とともに、**市としてもより緊密な連携を図っていく**ことや、社会経済状況等の変化により、**法人としての役割の整理等を実施**していくことも求められます。また、「Ⅱ」の中には、**社会経済状況の変化を踏まえ、関連する法人の経営計画に変更があったもの**があるため、当該取組については、**理由を明確にした上で、今回の評価に併せて次期方針の目標値変更を行う**こととします。

③ なお、「今後の取組の方向性」が「Ⅲ」となったものは、川崎市土地開発公社の「公共用地取得事業」であり、当法人は令和９年度中の解散を決定したことから、令和８年度以降は土地の先行取得を行わないこととしたため、取組を中止するものとしています。

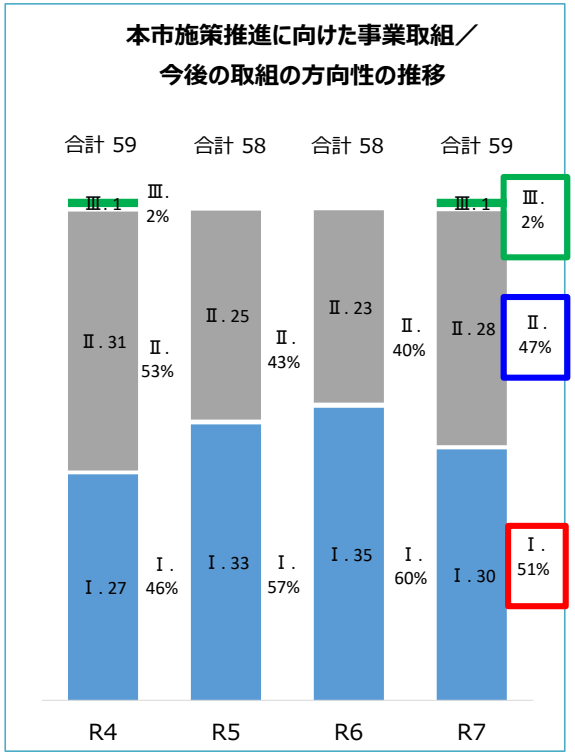

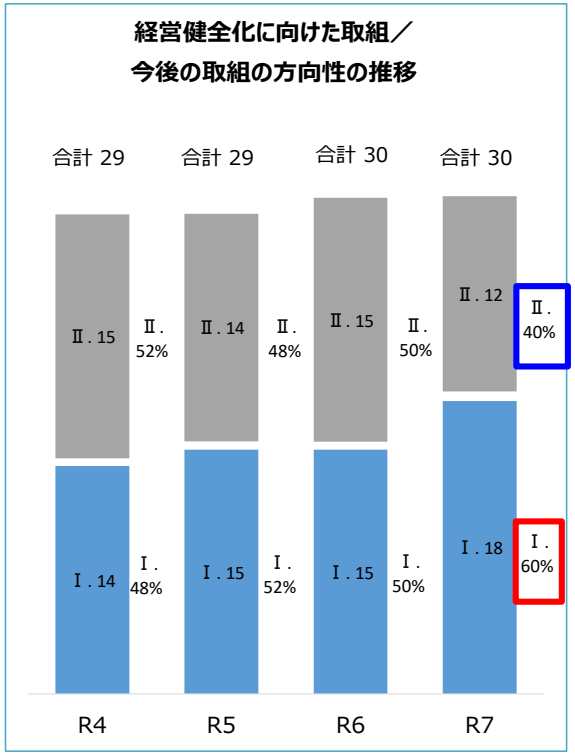

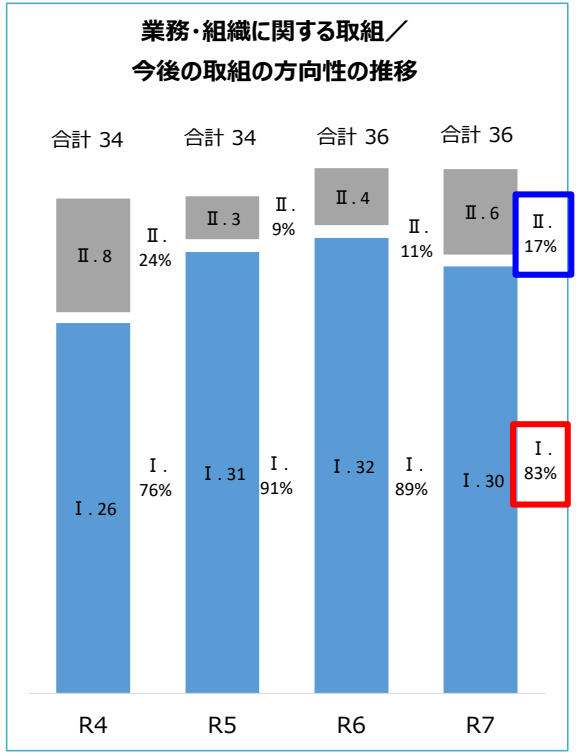

＜今後の取組の方向性区分＞

Ⅰ．現状のまま取組を継続　　Ⅱ．目標の見直し又は取組の改善を行い、取組を継続　　Ⅲ．状況の変化により取組を中止

参考資料２

令和８年８月 10 日

川崎市長　福田　紀彦　様

川崎市行財政改革推進委員会
会長　出石　稔

令和７年度出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果について

令和８年度第１回及び第２回川崎市行財政改革推進委員会において、本市主要出資法人等 24 法人に係る「経営改善及び連携・活用に関する方針」の令和７年度の取組評価について、審議しましたので、その結果について別添のとおり通知します。

別添

令和７年度 出資法人「経営改善及び連携・活用に関する取組評価」の審議結果

令和８年８月

川崎市行財政改革推進委員会

目　次

1　川崎市行財政改革推進委員会における審議について

（1）　審議対象について

（2）　取組評価について

（3）　取組評価の手法について

2　評価全般に関する審議結果について

（1）　取組全体の評価

（2）　審議内容

3　個別の評価に関する審議結果について

（1）　本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

（2）　経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

（3）　業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

【参考資料】

（1）　委員名簿

（2）　審議経過

1　川崎市行財政改革推進委員会における審議について

(1)　審議対象について

川崎市行財政改革推進委員会では、行財政改革に関する取組及び評価を所掌しており、その一環として、令和４年３月に本市主要出資法人等について策定した「経営改善及び連携・活用に関する方針」（以下「現方針」という。）の令和７年度の取組評価について、適正な評価結果となっているか審議を行った。

審議に当たっては、令和７年度は、各法人の「現方針」に基づく４年目（最終年度）の評価となるものであり、評価全般に対し４年間の総括を行い、また、令和８年３月に策定した次期「経営改善及び連携・活用に関する方針（令和８年度～令和 11 年度）」（以下「次期方針」という。）の取組にも円滑につながっていくよう評価を行うとともに、個別の評価については、方針策定時の現状値を下回り、目標達成が不十分で一層の取組が必要とされるものや、社会経済環境の変化を踏まえた関連する法人の経営計画の変更等により目標値の変更を行うものなどを中心に審議を行った。

(2)　取組評価について

審議対象である各法人の「現方針」の取組評価については、出資法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、これまで本市が取り組んできた出資法人の「効率化・経営健全化」とあわせて、本市の行政目的に沿った「連携・活用」を図ることを目的に、令和４年度から令和７年度までの４か年を取組期間として、実施するものである。

「現方針」においては、経営改善と連携・活用の視点から「本市施策推進に向けた事業取組」と「経営健全化に向けた取組」、「業務・組織に関する取組」の３つを取組の柱として、計 125 の取り組むべき事業又は項目を設定しているところである。

(3)　取組評価の手法について

各法人の取組を着実に進めていくため、本委員会において審議を行った「経営改善及び連携・活用に関する取組評価シー

ト」に定めるPDCAサイクルによる取組評価を行っていくこととしている。

評価に当たっては、前述した125の取り組むべき事業又は項目ごとに、取組期間の初めに設定した、当該事業又は項目に係る現状・行動計画・指標と４か年の目標値に対し、毎年度、それに基づく当該年度の具体的な取組内容を計画（Plan）して、当該計画に対する実施結果（Do）を記入し、実績値の評価（Check）を行い、当該実施結果や評価を踏まえ、法人としての改善（Action）の方向性を導き出すサイクルを確実に行うとともに、それらの妥当性を客観的に検証していくことが重要である。

2　評価全般に関する審議結果について

(1) 取組全体の評価

ア　「本市施策推進に向けた事業取組」

市による達成状況の評価が「A目標を達成した、Bほぼ目標を達成した又はC目標未達成のものがあるが一定の成果があった」となったものが93%、費用対効果の評価が「(1) 十分である又は (2) 概ね十分である」となったものが93%となっており、令和４年度取組評価における目標値の変更後においても、引き続き着実に取組を進め、成果を上げている取組が多くなった一方、市による達成状況の評価が「D現状を下回るものが多くあった又はE現状を大幅に下回った」となったものが７%、費用対効果の評価が「(3) やや不十分である又は (4) 不十分である」となったものが７%と、目標未達成となった課題のある取組も僅かに見られたところである。

イ　「経営健全化に向けた取組」

市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%と、本市施策推進に向けた事業取組と概ね同様の状況となっており、引き続き高い水準で経営健全化が図られている一方、「D又はE」となったものが３%と、課題のある取組も

僅かに見られたところである。

ウ　「業務・組織に関する取組」

市による達成状況の評価が「A、B又はC」となったものが97%、「D又はE」となったものが３%と、概ね適正な状況を保持していると認められる。

上記取組について、現方針の計画期間である４年間を総括すると、前半の２年間（令和４・５年度）については、新型コロナウイルス感染症からの回復が進む中、その状況を踏まえた目標値変更を行いながら着実に取組を進めたものと評価できる。また、後半の２年間（令和６・７年度）については、市制100周年を契機としたイベント等の展開など本市の行政目的に沿った「連携・活用」が深度化されたものと評価でき、計画期間全体を通じて、いずれの取組においても一定以上の成果を上げてきたことから、引き続き着実な取組の推進が期待される。

一方で、物価やエネルギー価格の高騰、人手不足などの社会経済状況の変化や、さらなる民間企業の参画などが法人の取組状況に影響を及ぼしている面もある。このことを踏まえ、財務状況が赤字であることにより、直ちに法人の経営状況を評価・判断するのではなく、法人の設立目的や存続意義に照らし、法人所管課が責任を持って、経営健全化の取組状況などを分析・検証し、引き続き、法人の存続・廃止、事業（取組）の見直しも含めた確認を行っていく必要があると考える。

(2) 審議内容

ア　出資法人の設立目的等について

＜本委員会の意見＞

社会経済状況の変化などが法人に及ぼしている影響を踏まえ、指標及び目標値の妥当性や、その変更の必要性を確認する

だけでなく、法人の設立目的やミッションが着実に果たされているものなのかどうかも確認し、現状や今後の見通しを的確に把握した上で取組を進めていく必要がある。

＜市の見解＞

法人の設立目的やミッションについては、令和８年度を始期とする「次期方針」において、改めて検討・整理して示したところであり、本市としても法人の存続意義に関わる重要な要素であると認識しているため、社会経済状況の変化などを踏まえつつ、法人の事業や取組が、設立目的やミッションを果たすためのものになっているかどうかという視点をはじめ、その事業や取組に対する行政関与の必要性、さらには事業実施のための財政的・人的な経営基盤が整っているかなどの視点から、引き続き確認・検証を行っていく必要があると考えている。

イ　適正な人件費の確保について

＜本委員会の意見＞

公共サービスの担い手である出資法人において、そのサービスを安定的に供給するために必要な人材が適切に確保されるよう、必要な処遇改善や給与水準の見直しなどの取組は進めていくべきである。また、取組の推進にあたっては、法人の自助努力を前提としつつ、人事政策として、適正な人件費の確保に必要な費用は市がきちんと負担する仕組みを構築することが重要と考える。

＜市の見解＞

出資法人は、独立した事業主体として高い専門性を持ちながら、多様化・複雑化する市民ニーズに柔軟かつ効率的に対応することで、行政機能を補完・代替・支援するという役割が期待されているところであり、また、「出資法人の経営改善及び連携・活用に関する指針」においては、出資法人の事業目的を達成するために市が行う財政的関与については、出資法人

の自立的な経営努力を促す面からも必要最小限のものとするよう、継続的に適正化に取り組む必要があるとしている。

一方で、昨今の人件費高騰下において、本市職員の年間給与については、本市人事委員会による「職員の給与に関する報告及び勧告」を受け、直近（令和７年度）まで４年連続の増額改定が続いている状況にあり、また、行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争が今後も見込まれる中、出資法人に期待される役割が十分に果たされるよう、必要な経営基盤の確保という視点により、出資法人の適正な給与水準等の実現に向けて、各法人の経営状況等を確認した上で、適切な財政的関与の必要性について、検討していく必要があると考えている。

3　個別の評価に関する審議結果について

（1）　本市施策推進に向けた事業取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市土地開発公社の公共用地取得事業について	・今後も用地先行取得の需要がある中で、取得実務はこれから市職員が担うことになると思われるが、法人の設立経緯を踏まえると、法人解散により先行取得事業を法人が担わないことによる市の事業への支障はないのか。 ・法人解散に伴い、地価の高騰が見られる中、市内の先行取得の需要に伴う対応は市の財政状況から見て可能なのか。	・近年の先行取得実績や今後の先行取得需要調査等から、土地開発公社解散後に活用する、土地開発基金及び公共用地先行取得等事業特別会計の各制度で対応可能であることを確認しております。また、先行取得制度の運用にあたっては、地価高騰などの社会経済状況のほか、本市の財政状況、活用案件の個別具体的な状況等を踏まえて、市の事業進捗に併せて着実に対応してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市文化財団の財団本部事業について	・横浜市の能楽堂の休館中も稼働率はほぼ横ばいであるが、令和８年度の再稼働に伴い、川崎市能楽堂の稼働率の低下が懸念されるが、こうした法人が関係する各文化施設の稼働率を分析し、今後どう対応するのか。 ・関係する施設の中には稼働率が下がっている施設もあるが、施設の特性に応じて様々な取組を展開する中、たとえば、代替としての民間施設があるなど、原因によりこれからの対応が異なると思うが、その原因をどう分析しているのか。	・当財団の所管施設は、近年の社会経済環境の変化の煽りを受け、これまで定期的に利用していた団体の利用料金の安い施設への移行、高齢化による団体の消滅、社員研修や会議等で貸室を利用していた法人のリモートワークや電子会議等 IT 化の促進によるスペース等の内製化が稼働率の低減に大きく影響しているものと考えます。 ・空き状況の確認や予約・申込手続等が電子化されておらず、また利用日の 6 月前からしか予約できないため、準備期間を要する発表会や公演等に利用しづらい等の声が利用者から寄せられており、課題と考えております。 ・今後、空き状況の確認を WEB 上でできるようにすることで利用者の利便性を向上させ、稼働率向上に繋げるとともに、能楽堂については、能楽に限らず多様な利用が可能な 148 席のコンパクトな施設であることを積極的に広報し、新規利用者の獲得を目指します。 ・なお、新百合トウェンティワンホールについては、近隣に同施設のほぼ半額で利用できる麻生市民館があるため、大変厳しい状況ではございますが、新規利用者の獲得に向け、施設の強みをアピールした広報を展開するなど、引き続き稼働率向上に努めます。

項番	項目	意見	市の見解
3	川崎市文化財団の文化芸術に係る中間支援について	・中間支援の取組として「ネットワークの構築」を掲げているが、成果を測ることが難しい取組と考える。参加者数や稼働率、相談件数等のほか、その成果を効果的に図ることができる指標や、その指標につながる取組はどのようなものがあるのか（今後取り組んでいく予定なのか）。	・これまで「ネットワークの構築」については、交流・提携イベントの参加者の繋がりだけでなく、その事業の運営委員会や事例発表会等を通し、その事業に関わる個人・団体・事業者・行政職員等各セクター間の繋がりの場を設け、新たな事業の創出やコラボレーションが生まれやすい機運の醸成も重要と考え取り組んでまいりました。これまでの取組の進捗状況も踏まえ、次年度から新たな成果指標として「交流・つながりの場の創出件数」を設定するなど、引き続き「アート・フォー・オール」の実現を目指して取り組んでまいります。
4	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・「外国人市民の増加」と記載があり、国際化が一層進む中で、市と連携・役割分担しながら取組を進める上で、法人として新たな取組や見直した内容等について具体的に確認したい。 ・国際交流と生活困窮は異なる性質の業務だが、どのように相談業務の中で切り分けされているのか。	・外国人市民が円滑に日本で生活できるよう、生活ルール、マナー等を理解してもらうため、外国人がたくさん来ている場所へのアウトリーチにより生活オリエンテーションの実施機会を増やします。 ・「生活にほんごサロン」を拡充しています。 ・「小学校入学説明会」を教育委員会と協働し、「外国につながる子どもと保護者のためのプレスクール」として拡大実施しています。（R7 年度～） ・工業団体連合会や商工会議所など、外国人を雇用している又は雇用を検討している職場等へのアプローチ、外国につながる子どもへ

項番	項目	意見	市の見解
			の関わりを持っている教職員に各種情報を届ける流れを確保するなど、届けたい人に必要な情報を届ける取組を進めています。 ・生活困窮に限らず、外国人であっても日本で暮らす中で相談内容が複雑化・多様化し、多言語対応している相談員がさまざまなニーズ、通訳翻訳、困りごと等への対応を行ったり、各行政機関、関係団体等の窓口へつなげる役割を果たしています。
5	川崎市国際交流協会の多文化共生推進事業について	・外国人市民が増えている中において、本当は相談したくてもできないなど、潜在化・埋没化してしまい把握できていないようなニーズはないか。また、相談体制について、特定技能資格の外国人が増加する等、状況の変化に対応したものとなっているか併せて確認したい。	・相談したくてもたどりつけない潜在のニーズが全くないとは言えないですが、国際交流センターの外国人相談にたどりつかなくても困らない別の途がたくさんあるようにしておくことが重要と考えています。そのために、外国人との接点がある部署や外国人が必要とする手続など様々な場面において現場の外国人対応がスムーズに行われるよう、国際交流センターの相談機能やその他支援の取組の周知、各所管で外国人の対応をする際の注意点、避難所で使う多言語指差しボード、多言語の生活情報などの役立つツールの紹介・啓発や情報提供などに注力しています。 ・就労で日本に入国することにより特定技能外国人が増加している中、雇用している外国人への生活支援義務がある就労先や登録支援機関等さまざまな団体等が職場・生活上の相談に対応しています。

項番	項目	意見	市の見解
			このような状況の中、外国人従業員の生活上の困りごとの相談先として国際交流センターの相談機能等を周知し、外国人向けの講座やイベントなどを従業員に紹介してもらうなどの取組を機会を捉えて行っています。併せて企業側の実態や認識も把握しながら進めています。また、教育、住居、入管手続などの複雑化・多様化する相談内容が増加しているため、各行政機関、関係団体等の窓口とより一層の連携に努めています。
6	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・目標を多少下回っているが、協会はしっかり取り組まれているものと思料する。 ・近年スポーツが多様化しており（例えば「モルック」など）、健康面、競技面も高まってきている。こうした新たなスポーツ分野への協会の取組状況や展望はいかがか。	・法人の強みとしているパラスポーツの普及について、現在ボッチャは、職員が有資格内部指導者として実施しており、車いすバスケについては、市の貸出によりパラスポーツの普及を行うことができていると思っております。 ・スポーツの多様化が進んでいる中、今後、新たなパラスポーツやモルックなどのニュースポーツの普及に取り組んでいく必要はあると考えますが、スポーツ器具の導入や指導者の研修・確保等が必要となり、法人の主体的な取組は財政的にも難しいことから、市や他団体と連携して情報発信するなど、多様なスポーツの普及について検討を行いたいと思っております。

項番	項目	意見	市の見解
7	川崎市スポーツ協会の施設管理運営事業について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・スポーツ事業への参加者増に取り組む一方で、参加者の増加が、各事業の特性もあり必ずしも収益の増加と比例していないのが現状となっております。法人の取組方針として、市民のスポーツの普及・振興を図りながら、法人運営に必要な収益の確保が重要だと認識しております。令和７年度で宮前ＳＣの受託が終了し、今後も指定管理施設の受託が難しくなっている現状を理解しつつ、それにかわる中間支援機能を有する法人の強みを活かした事業への参画や料金改定等を踏まえた既事業の見直しが急務と考えております。 ・そのため、令和８年度においては、改正スポーツ基本法にかかる講習会の新規実施や法人の主たる事業であるマラソン大会の参加料の値上げ、市委託事業の再受託、経費縮減としてスキー・スノーボード教室など一部事業の廃止・縮小等を行い収支面の改善を行いながら、市とともに加盟団体、総合型地域スポーツクラブ等への研修会による指導者人材バンクの充実を図り、中学校部活動の地域展開などにも対応できるよう法人内の体制を整備し、スポーツの中間支援組織としての役割を果たす取組を行っていきます。

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・北部市場水産物部の取扱量の減少についての分析を確認したい。分析の結果によっては、活用方法の抜本的な見直しが必要となりうるが、その場合の方針についても確認したい。	・北部市場水産物部の取扱量につきましては、近年減少傾向（※総務省家計調査年報によると、魚介類の家計支出額は2016年⇒2030年で25.4%減と推計）が続いており厳しい状況にあります。これは人口減少や生鮮食料品（特に魚介類）消費量の伸び悩み等に起因するもので、全国的に同様の傾向です。 ・このような状況ではありますが、まずは法人によるSNS等の媒体を活用し情報発信等を通じた営業活動の強化や場内外事業者の利用料金の見直しの検討等を行っていくとともに、令和7年度末に策定した川崎市卸売市場新経営プランに基づき場内事業者だけでなく開設者（市）も一体となって、新たな産地や販路の開拓等取扱量の増加に向けた取組を進めてまいります。
9	川崎冷蔵の冷蔵・冷凍保管業務事業について	・他都市の市場でも取扱量の低迷は共通の課題となっている中、同法人の取組の成果を確認する指標として、従来型の取扱量などのKPIで取組成果を測ることは難しい状況になっているのではないか。	・他市場も含めて卸売市場の取扱量は厳しい状況であり、御指摘のとおり他指標を設定することも考えられるところですが、本市卸売市場におきましては、令和7年度に策定した卸売市場新経営プランにおいて、ハード（主に機能更新）・ソフト（集荷力向上や販路開拓等に向けた開設者、卸売業者及び仲卸業者による協議の場の設置、市内飲食店等とのマッチング機会の創出など）両面での対応により取扱量を増加させる取組を進めることを予定しているため、現時点

項番	項目	意見	市の見解
			では一般保管取扱量などの指標により取組成果を測ることとしております。
10	川崎市産業振興財団の研究開発推進事業について	・特許出願数について、令和６年度実績から減少し目標未達となっているが、この要因は何であると分析しているか確認したい。むしろ研究開発の環境整備がより重要であるため、入居者に対する施設・設備の満足度を測るアンケートなどをKPIに設定することも今後検討すべきではないか。 ・法人が担うべき役割に照らした際、特許出願数をもって、法人の役割を確認するといえるのか考え方を確認したい。	・ご指摘のとおり、法人の役割は単に特許出願数を増加させることではなく、研究成果の社会実装や産業化を推進することにあります。このため、特許出願数は一つの参考指標ではあるものの、質や実用化への貢献度を含めて評価することが重要と認識しております。こうした考え方を踏まえ、令和８年度からは「特許出願数」から「特許の基礎出願数」へ指標を見直し、研究成果の創出段階を適切に把握するとともに、実用化に向けたプロセス全体をより的確に評価できるよう改善を図っております。 ・また、研究開発環境の整備や入居者支援については重要な要素と認識しており、iCONMでは入居企業が参加する定例会議（月１回）において、安全衛生や施設運用に関する情報共有に加え、入居者からの要望や課題を把握しております。いただいたご意見については随時対応を行っており、施設・設備の改善や運用の見直し等につなげております。今後は、こうした定性的な把握に加え、満足度の可視化などについても必要に応じて検討していきたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
11	川崎未来エナジーの地域エネルギー事業について	・国際的なエネルギー問題がある中で、電力市場における価格高騰リスクについて法人の事業運営（スキーム）の方向性としてはどのように考えているのか。 ・太陽光発電設置を認めない自治体もあるなど、厳しい社会状況（環境）下での法人の事業運営が求められると考えている。風力発電など太陽光発電以外の再エネ電力の確保の必要性はないのか。 ・ごみ量が減少傾向にある中で、必然的に廃棄物発電量も減少することとなるが、事業モデルとして背反するものを抱える中、将来的にどう展開していくのか。将来を見据えた取組がより大事になるため、今後の事業スキーム等を確認したい。	・川崎未来エナジーは多くの電源を処理センターの廃棄物発電で賄っていることから、電力市場における価格高騰の影響を受けにくいほか、市場からの調達量を適切に管理しているため、安定した事業運営が可能と認識しております。また経営基盤の強化にも取り組んでおり、安定した事業基盤の確立に努めているところです。 ・太陽光発電等の再エネの導入拡大にあたっては地域との共生を確保することがより一層求められており、国においては、屋根設置等の地域共生が図られた太陽光の導入支援等が進められているところです。こうしたことを踏まえ、川崎未来エナジーでは、引き続き太陽光発電をはじめ多様な再生可能エネルギー電源の調達の在り方を検討するものと認識しております。 ・廃棄物発電量の減少や、事業拡大に伴う相対電源及び市場からの調達量増が想定されることから、多様な再エネ電力の調達など、安定した事業運営に向けて検討していくものと認識しております。

項番	項目	意見	市の見解
12	川崎未来エナジーの地域エネルギー事業について	・指標１の未達が２年続いた中、今後は目標達成の見込が立つのか。見通しを確認したい。 ・再エネ普及を進めていくにあたり、市民の行動変容も重要であるため、普及啓発も進める必要があると考えるが、市と法人とがどこまで連携して取り組んでいくのか考え方を確認したい。	・指標１の「市域への再エネ電力供給量」は、ごみ焼却量の減少に伴い、市から調達する廃棄物発電量が想定を下回り、事業パートナーへの余剰売電量が少なくなったことなどから目標未達となりました。 当該指標は「販売電力量」と「余剰電力取次量」の合計であるため、市の廃棄物発電量に左右されますが、次期方針では、指標を市の廃棄物発電量の影響を受けにくい「市域への再エネ電力販売量」に見直し、主体的な取組実績を評価することとしています。今後は、公共施設に加え、民間施設への再エネ電力販売を一層強化することにより、目標達成を目指してまいります。 ・再エネ普及に向けた市民の行動変容の促進については、市としても重要だと考えており、川崎未来エナジー（株）においても様々な取組を進めています。これまでも、市と川崎未来エナジー（株）で連携して再エネ電力供給を契機とした環境配慮行動を促すキャンペーン等を実施してきたところですので、今後も、相乗効果が見込めるものにつきましては、連携しながら取組を推進してまいります。

項番	項目	意見	市の見解
13	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・参加者数の伸び悩みについて、昨年度の本委員会での意見への対応として、若い年代など新たな層の獲得や、他の機関や共催団体と連携した新しいアプローチ方法の模索に取り組むと回答していたが、その進捗や今後の見通しについて確認したい。 ・就労継続支援Ｂ型事業所などとはどのように連携し対応しているのか。参加できることがあると思うが、考え方を確認したい。	・新たな層の獲得については、川崎市内の障害福祉サービス事業所などの広い範囲へ教室の周知・参加者募集に取り組んでおります。共催団体等と連携した新しいアプローチ方法については、共催団体等と意見交換を行い、その結果、参加者にはリピーターが多いことを把握したため、リピーターの方が飽きることなく参加できるよう教室の内容を高度化することに取り組んでおります。また、参加しやすい形態での実施として、ZOOM などオンラインでの実施にも取り組んでおります。今後も共催団体等と連携し、効果的な実施方法を継続して検討していきたいと考えております。 ・就労継続支援Ｂ型事業所との連携については、川崎市内の就労継続支援Ｂ型事業所に対して、教室等の実施について、メール配信やチラシ及びポスターを配布しており、実際に令和７年度も就労継続支援Ｂ型事業所を利用している方も参加されております。

項番	項目	意見	市の見解
14	川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進事業について	・新たなニーズの掘り起こしに取り組んでいるとのことだが、イベント参加者数が増加する一方で生活訓練等事業への参加者数が減少するなど、現在の取組内容がニーズに合致しているのか疑問に感じる。若年層の数は流動的になりがちであるが、年齢層の分布などを分析した上で取組を検討しているのか確認したい。	・共催団体等との意見交換を行い、現状の参加者は高齢のリピーターの方が多いということを把握しております。この方々に継続して参加していただけるよう教室内容を新たに企画するなどの満足度向上に取り組んでおり、教室の内容が魅力あるものとなることで新たなニーズの掘り起こしにも繋がると考えております。 ・また、同時に若年層を含めた新たな参加者の獲得のため、より広い範囲へ参加者募集の周知を行い、若年層向けの教室の実施に取り組んでおります。今後は、若年層向けの新たな教室の企画等も検討してまいります。
15	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・年々会員者数が減少傾向の中、たとえば、200 人を切った場合など大きく事業を取り巻く状況が変わった場合は、会費制度に固執することなく、事業のあり方も含めて市と法人で方向性や具体的な内容を検討すべきではないか確認したい。	・同協議会の会員数については、こどもの成長や会員の再婚、寡婦の高齢化等による退会が一定数あるものの、親子で参加できるイベントの企画等により若い世代の入会に繋がり近年は横ばいでしたが、令和７年度は更新方法の見直しを行ったことから減少となっています。 ・今後については、よりニーズに沿ったイベントの実施とともに、ホームページや LINE 等において活動を魅力的に伝える取組等により、ひとり親家庭へ効果的に情報を届け、引き続き新規会員の獲得に取り組んでまいります。

項番	項目	意見	市の見解
			・会員数が減少する状況においても、市が事業実施に至っていないひとり親家庭の交流や地域活動の場としての本事業の役割は重要と考えておりますが、事業を取り巻く状況が大きく変わった場合の事業のあり方や方向性、具体的な内容については今後検討してまいります。
16	川崎市母子寡婦福祉協議会の母子家庭等地域活動推進事業について	・近年は市民の行動様式の変容やインフレ等により、社会経済状況が変化してきている中、家族の生活様式も変わり、それにともなってニーズも変化しているように思われる。ニーズの把握とそれへの対応について確認したい。	・若い世代の組織離れ等の傾向がある中、会員のニーズの把握については、アンケート実施や各地区会等の役員が地区ごとの役員会やイベント時の会員とのコミュニケーションを通じて意見を吸い上げる役割を担っており、毎月の三役会等においてニーズを踏まえた活動やイベントの企画等へ反映することにより対応しております。 ・近年行った対応としては、イベント内容としてテーマパークを取り入れたことや、母子部の情報発信・連絡ツールとしてLINEアカウントの運営を令和７年度から開始したこと、また会員の負担軽減のため事業の運営に係る委員会等の統合や会議等の回数の精査による効率化を図ったこと等が挙げられます。

項番	項目	意見	市の見解
17	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・ホームページアクセス回数（指標１）については、令和７年度は、多くの市民の関心が高いばら苑の一時公開中止の影響があったほか、事業見直しに伴い一時的に情報発信機会が減少したことから、閲覧数が低下している状況ですが、令和８年度からは、市民リポーターが取材・発信を行い、交流イベントも一体的に実施する「はなまちガーデンリポート事業」など多様な市民の関わりを促進しながら、発信コンテンツの充実と閲覧機会の拡大に取り組んでまいります。また、各種助成制度など、成果が継続的に目標値に達していない事業については、制度の使い勝手やニーズとの不一致などが考えられるため、市としても現状の問い合わせ状況や緑化推進における他都市状況等の把握に努め、見直しを図っていく必要があると考えています。 ・法人の事業において、形骸化していると考えられるものや、成果に対して過度の負担となっている事業がないか法人にヒアリングを行い、取組の廃止や負担が少ない形への見直し等を行い、市としても効率化に取り組んでいるところです。

項番	項目	意見	市の見解
18	川崎市公園緑地協会の緑化推進・普及啓発事業について	・令和９年度は近隣自治体の横浜市において、親和性が高い国際園芸博覧会が開催されるが、法人や事業として連携を検討できる余地があるのか、状況を確認したい。	・国際園芸博覧会は、国際的な位置付けでは昨年大阪で開催された万博と同等クラス（BIE（博覧会国際事務局）登録・認定）緑の祭典としては国際規模でも最上位の催しです。川崎市でも、本市のみどりの将来像に向けた取組を国内外に発信するべく「花・緑出展（全国の自治体・企業等が庭園等を作成展示します）」に参加することとし、グリーンコミュニティ推進室内に組織を編成し、最先端技術を有する専門家チームと出展庭園の計画づくりを進めているところです。 ・公園緑地の利用促進や中間支援組織としての機能を持つ公園緑地協会においては、この隣接市で開催される園芸博覧会から発出されるボランティア募集や催し等の情報を、緑に関心を持つ市民に届ける役割を担ってきており、今後に向けても市内での広報イベントでの連携など様々な機会をとらえて連携を図って行きたいと考えております。

項番	項目	意見	市の見解
19	川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・指標１「救急隊が到着するまでに市民が心肺蘇生を実施した割合」の未達要因の特定は困難とのことだが、市民救命士が増えれば指標１の割合も増加する可能性が高いと考える。取組と実績値の関係性が薄いとしても、運用に見直す余地はないのか考え方を確認したい。 ・指標１は次期方針では設定していないとのことだが、現方針で設定した意図はあるはずなので、当時の考え方も含め、指標の適否の振り返りや未達要因の深掘り、今後の取組の具体的な明示が必要ではないか。	・市民による心肺蘇生実施割合の増加は、救命率の向上等の観点から重要な課題と認識しております。一方で、心肺蘇生の実施主体は市民救命士に限定されるものではなく、また、心肺停止傷病者が発生した場所や周囲の環境などの外的要因や、身体的接触への心理的負担など、複合的な要因も実施に影響しているものと考えられます。このように、市民救命士等の養成は当該割合の増加に一定寄与できるものの、その取組成果が必ずしも当該割合の増加と連動するものではないことから、次期方針においては、公社事業の成果を直接的に測ることができる指標設定に見直しを行いました。 ・本法人としましては、市民救命士等の養成を通じて、市民による心肺蘇生実施割合の増加に寄与していくことが重要な役割であると認識しております。そのための取組の一つとして、消防局と指導公社が連携し応急手当の普及啓発を展開しており、具体的には、あらゆる機会を通じて市民救命士養成講習の広報活動を行っているほか、関係局と連携し、応急手当普及員資格を有する市立看護大学の学生が、市内の児童・生徒へ救命教育を行い、新たな市民救命士証を指導公社が発行する取組を今年度より開始し、次世代の市民救命士の裾野の拡大を図っています。

項番	項目	意見	市の見解
			・引き続き、関係局との連携による救命教育の拡充や普及啓発の多角的な推進により、市民による心肺蘇生実施の機運を実質的に高めていくことを通じて、結果として心肺蘇生実施割合の向上に資する取組を進めてまいります。
20	川崎市消防防災指導公社の防火防災及び救急に関する普及啓発事業について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」となっており、本市財政支出が増加した主な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改定等による事業費（委託料）増とのことだが、公的サービスを維持していく上で職員給与の適切な増額は重要とも言える。また、公的サービスの実施にあたり、実施主体の選択肢として直轄や民間もある中で出資法人を選択しているのであれば、法人の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、市の人事政策とも連携した人員と給与水準の適正な管理が重要である。そのための必要な市からの財政支出は行うべきと考える。考え方や方向性を確認したい。	・本法人の事業は、市民の安全確保に直結する重要な役割を担っており、市民の防災意識も高まりを見せる中で安定的なサービス提供を行うためには、適切な人員体制の確保が不可欠であり、そのためには給与水準の適正化が課題の一つであると認識しています。また、近年の本市財政支出（委託料）の増加についても、昨今の人件費の動向を踏まえた対応であり、一定の合理性があるものと考えます。 ・一方で、経営面に課題があることも認識していますので、出資法人としての効率的かつ持続可能な運営の観点から、事業の必要性や実施手法の見直し、財務状況の分析を行った上で、市の人事・財政部門などとも連携して検討を行い、適正な人員配置及び給与水準の管理に努めていく必要があるものと考えます。 ・上記の取組について、経営健全化の視点を踏まえつつ、当該事業の公益性や必要性を踏まえながら、必要な財政支出の在り方について総合的に検討してまいりたいと考えています。

項番	項目	意見	市の見解
21	川崎市学校給食会の安全で安心な給食物資の安定的・継続的な供給について	・学校給食費の公会計化により、給食費の支払いに関する事務は削減、効率化されたのか、現状や進捗を確認したい。	・令和３年度からの給食費徴収業務は市の業務となったため、その部分の業務量は減少していますが、令和２年度以前の給食費は引き続き、公財）川崎市学校給食会が学校と連携を図り、徴収業務を担っています。 ・一方、公会計化に伴い、一部業務が増えた部分もあり、例えば、特別支援学校の給食を統一献立に改めたことにより、食材調達業務に関して、特別支援学校の４校分（田島支援・田島支援桜校・中央支援学校・聾学校）が増加しました。 ・なお、公会計時に業務の増減について検証したところ、1 人工分の業務は減少していなかったため、公会計前と同数の職員数としてきましたが、令和６年度に定年退職した職員を補充せず、令和７年度は１名減員したところでございます。

(2)　経営健全化に向けた取組についての意見とそれに対する市の見解

項番	項目	意見	市の見解
1	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・物価高騰による収益の減は理解できる。ただ、収益性の確保のため事業への参加料を値上げすることは、受益者負担といえども、競技（する）スポーツの振興の観点から、極力最後の手段としたほうが妥当と考えるがいかがか。	・多くの方に参加いただいているスポーツイベントの一つである多摩川マラソンは、スポーツ振興の観点から、他都市が値上げしている中、今まで参加料の据え置きを行ってきましたが、物価・人件費高騰分や他都市同事業の参加料の値上げ等を踏まえ、令和８年度に参加料の値上げを実施することとなっております。 ・また、値上げ幅についても物価高騰分等を想定しているため、500円に抑え、必ずしも法人の収益性確保の為だけではなく、スポーツの推進を大前提とした上での受益者負担であると考えております。その他教室（スキー・スノーボード教室、スケート教室等）の値上げについても同様と考えております。

項番	項目	意見	市の見解
2	川崎市スポーツ協会の収益性の確保について	・スポーツに関心のある市民が多く、事業参加者数が大きく増加する一方で、指定管理施設の受託数が減少し、今後事業参加者数などについて大きく減少が見込まれると、法人として各取組について抜本的な見直しや多角化など様々な可能性を検討する段階に来ているのではないか。法人運営における方針の練り直しの必要性についてどのように考えているか。	・本市施策推進に向けた事業取組「施設管理運営事業」における市の見解と同様でございます。（P13 項番７参照）
3	川崎市まちづくり公社の有利子負債比率の計画的な削減と主要な売上高の維持について	・すでに一部施設ではテナント更新にあたり賃料の値上げを行うなど、物価やエネルギー価格の高騰が著しい社会状況を踏まえて売上高の確保に取り組まれているところだが、値上げに伴う空室リスクのバランスも重要な視点と考える。今後の目標達成の見込や多角的な事業展開の検討可能性など、売上高確保に向けた方向性を確認したい。	・有利子負債比率の削減と売上高維持に向け、賃料の適正化による財源の確保を進めております。また、賃料につきましては、地域の不動産市況やテナントの動向を分析し、周辺賃料等とのバランスを取りながら空室リスクの最小化に努めており、売上高維持に向けた目標達成は可能であるものと考えております。 ・今後も引き続き現在の賃料収入を確保するため、施設の改修や設備機器の更新など計画修繕等を適切に実施し、テナントにとって魅力ある施設を維持し、安定的かつ持続可能な経営基盤の構築に努めてまいります。

項番	項目	意見	市の見解
4	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・経常収支比率が 100%に達しない厳しい経営状況が続く中、目標値に達していない事業（取組）もあるが、その内容については市民ニーズを踏まえた時宜を得たものになっているのか。 ・法人として、成果が発現していない事業（取組）に対して、限られた資源をどこまで投入するのか、市も一緒になって考えるべきと思うが、考え方や方向性を確認したい。	・本市施策推進に向けた事業取組「緑化推進・普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P21 項番 17 参照）
5	川崎市公園緑地協会の運営の自立性の向上について	・等々力緑地再編整備事業の PFI 導入に伴い大きな収入源がなくなり、それが低調な経常収支比率につながっているのであれば、経営改善を法人に一任するのではなく、法人のノウハウや知見が活かされるような収益事業を考えるなど、市と法人で連携して取り組んでいく必要があるのではないか。	・現在、市担当部局としても公園緑地協会の健全な経営に向けて効果的な措置を図る必要があると考えており、公園緑地協会の公園売店や駐車場運営におけるノウハウを生かして収入につながるよう、公園緑地内の自動販売機設置拡大や、収益性の低い駐車場運営の見直し調整、新たな駐車場活用の方策検討において必要な情報を提供して協議しているほか、公園緑地でのイベント開催による収益確保の検討に連携して取り組み、公園緑地を所管する区との調整などを実施しております。

項番	項目	意見	市の見解
6	かわさきファズの財務状況の改善について	・「改善（Action）」の「方向性の具体的内容」に記された経営健全化に向けた取組は、地道に実施していく必要がある。	・御意見のとおり、経営健全化に向けた取組は、粘り強く継続的に実施していく必要があると考えております。賃料アップやユーティリティ売上げの向上、また計画に基づく施設・設備の修繕等を行いつつ優先度の高いものについては柔軟に対応するなど、着実に進めてまいります。
7	川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・南海トラフ地震や頻発する水害により市民の防災意識は高まっているものと考える。法人の役割は市民生活に直結する重要なものであるため、経営健全化に向けて既存事業で収入確保に注力するというよりは、市からの財源投入なども視野に入れて検討すべきと考えるがいかがか。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 20 参照）

項番	項目	意見	市の見解
8	川崎市消防防災指導公社の経営の健全化について	・費用対効果の評価が「(4)不十分である」となっており、本市財政支出が増加した主な要因は、定年延長に伴う職員給与額の改定等による事業費（委託料）増とのことだが、公的サービスを維持していく上で職員給与の適切な増額は重要とも言える。また、公的サービスの実施にあたり、実施主体の選択肢として直轄や民間もある中で出資法人を選択しているのであれば、法人の事業の棚卸しや財務分析を行った上で、市の人事政策とも連携した人員と給与水準の適正な管理が重要である。そのための必要な市からの財政支出は行うべきと考える。考え方や方向性を確認したい。	・本市施策推進に向けた事業取組「防火防災及び救急に関する普及啓発事業」における市の見解と同様でございます。（P24 項番 20 参照）

(3)　業務・組織に関する取組についての意見とそれに対する市の見解

意見等特になし。

【参考資料】

(1)　委員名簿

氏名 （敬称略・五十音順）	役職等
出石　稔（会長）	関東学院大学 法学部 教授
出雲　明子	明治大学専門職大学院 ガバナンス研究科 専任教授
嘉藤　亮	神奈川大学　法学部　自治行政学科主任　教授
黒石　匡昭	ＰＡパートナーズ株式会社 代表取締役 公認会計士
中村　郁博	東洋大学　大学院経済学研究科公民連携専攻　専攻長　兼　教授 東洋大学　国際ＰＰＰ研究所　所長

(2)　審議経過

・第１回委員会

令和８年７月６日（月）川崎市役所本庁舎２階 204 会議室（WEB 併用）

・第２回委員会

令和８年７月 27 日（月）川崎市役所本庁舎２階 204 会議室（WEB 併用）